

日 高 市

公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画

平成28年 3 月策定

(令和 4 年 3 月一部改訂)

日 高 市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ及び計画の体系	2
3 計画期間	3
4 計画の対象及び分類	3
5 これまでの公共施設等の維持管理に関する取組	4
第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し	6
1－1 公共施設等の現状	6
1－2 人口の見通し及び財政状況等	11
1－3 公共施設等の更新費用の見通し	17
第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	23
2－1 公共建築物に関する方針	23
2－2 インフラ施設に関する方針	33
第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	37
3－1 公共建築物の施設類型の考え方	37
3－2 公共建築物の施設ごとの管理に関する基本的な方針	40
3－3 インフラ施設の施設ごとの管理に関する基本的な方針	57
第4章 推進体制	66

はじめに

1 計画策定の背景と目的

日高市（以下「本市」という。）では、平成23年3月、10年間の新たなまちづくりの指針として「第5次日高市総合計画」を策定しました。その中で本市の将来都市像として、「笑顔と元気を 未来へつなぐ 緑きらめくまち 日高」を定め、まちづくりを進めています。

しかしながら、本市においても、全国的に進んでいる少子高齢化に伴う社会保障費の増加及び生産年齢人口の減少に伴う税収の減少傾向は避けられない一方で、人口が増加した昭和50年代を中心に整備された本市の行政サービスを支える公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）が、今後、一斉に更新時期を迎えることから、膨大な維持管理・修繕、建て替え費用が見込まれるなど、本市の公共施設等を取り巻く環境は、一層厳しい状況となっていくことが予測されます。

そのため、本市では、平成24年度から職員研修や議員報告会の開催、調査研究の実施、庁内体制の整備、施設管理者点検マニュアルの作成、人材育成、市町村を超えた広域的な検討会等への参加など、公共施設等に対する検討を進めてきました。

また、一部の施設については、適正な維持管理に基づく施設の長寿命化を図るための計画を策定し、従来の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に向けた取組を進めています。

国においても、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画」の策定に関する総務大臣通知が出されるなど、公共施設等に関する、総量の抑制、長寿命化、維持管理における民間活力の導入など、総合的かつ計画的な取組が求められています。

このように、本市を取り巻く社会・経済情勢への対応や国の要請等に加え、これまでの本市の公共施設等の維持管理に関する取組や市民の意見等を踏まえ、効率的で効果的な管理による質と量の最適化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的として平成28年3月に「日高市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

その後、本計画の方針に基づき、平成30年3月には「日高市公共施設長寿命化計画」を、令和2年3月には「日高市公共施設再編計画～第1期 個別施設計画」を策定し、公共施設の長寿命化を図る予防保全型の維持保全に取り組むとともに、市民の利便性を確保しつつ、少子高齢化等の社会動向に応じた公共施設の再編を順次進めています。

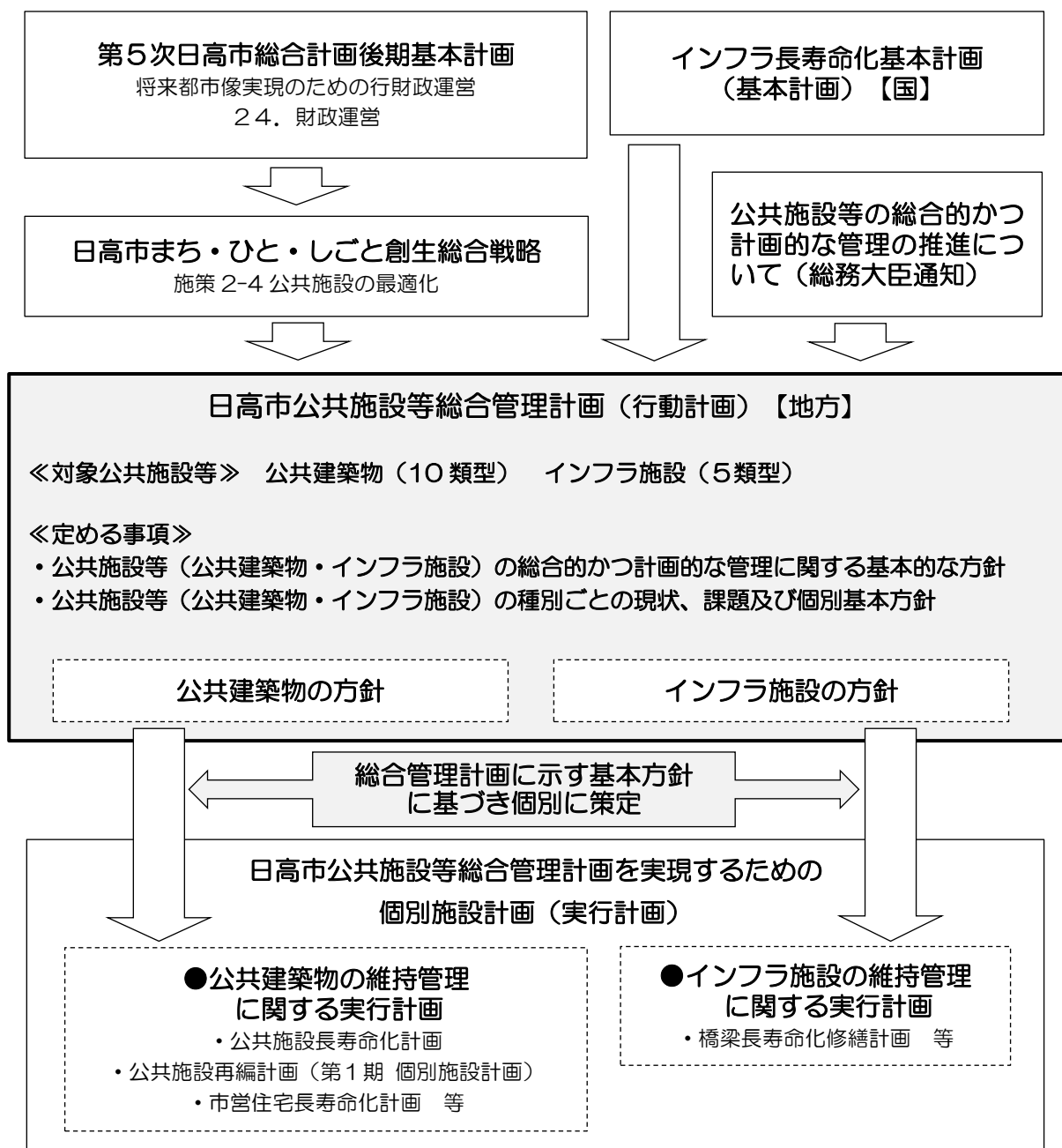
本計画は、計画策定から5年経過したことから、その間の財政状況等の変化を検証するとともに、上記の関連計画に基づく施策の実施状況等を反映した上で、計画の改訂を図るものです。

2 計画の位置づけ及び計画の体系

本計画は、第5次日高市総合計画を上位計画として、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）による公共施設等総合管理計画の策定要請の内容を踏まえたものとし、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等の最適化に関する基本的な方針及び施設類型別の方向性を定める計画とします。

なお、本計画を上位計画として、施設類型別の個別施設を対象とした維持管理に関する計画（個別施設計画）を策定するものとし、公共施設マネジメントの推進を図ります。

■計画の位置づけ及び計画体系



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和27年度までの30年間とします。

また、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、おおむね10年ごとに計画の見直しを行います。

なお、個別施設計画（長寿命化計画等）については、おおむね5年ごとの見直しを行います。

計画期間：平成28年度から令和27年度までの30年間

※本計画はおおむね10年ごと、個別施設計画はおおむね5年ごとに見直し

4 計画の対象及び分類

本計画の対象は、原則として市が保有する公共施設等とし、その分類は以下のとおりとします。

■公共施設等の分類

施設区分	施設類型	
公共建築物	行政系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、公営住宅、産業系施設、供給処理施設、その他施設	10類型
インフラ施設	道路、橋梁、都市公園等、上水道、下水道	5類型

5 これまでの公共施設等の維持管理に関する取組

本市では、これまで公共施設等の維持管理に関して、以下の取組を進めてきました。

（１）事務の位置づけ

「第5次日高市総合計画前期基本計画（平成23年度から27年度まで）」にて公共施設等の維持管理に関する事務事業を位置づけ、公共施設等の長寿命化や適切な維持管理に努めてきました。

（２）調査研究の実施

高度経済成長期を中心に建設した公共施設が、今後、一斉に更新時期を迎える本市において、その予測や対策が未検討で、かつ更新すべき施設の判断材料にも乏しい状況であることから、今後の人口推計及び市民ニーズ等を踏まえた公共施設の在り方や、利用料金の適正化などを総合的に検討するため、平成25年度に「将来推計と市民ニーズを踏まえた公共施設管理に関する調査研究」（以下「平成25年度調査研究」という。）を、一般社団法人地方自治機構と共同研究で実施しました。

（３）普及啓発

本市ホームページ内に、公共施設の老朽化対策に関するページを開設し、広く市民に情報提供するとともに、市の公共施設等の現状と課題について、市民と問題意識を共有し、今後の公共施設等の在り方を共に考えるため、平成26年度から出前講座を開催しています。

また、公共施設等の老朽化に加え、少子高齢化などといった時代に応じた施設機能の見直しが求められている状況にある中で、今後の公共施設等の在り方について、財政をひっ迫しないよう、長期的な視点で検討を進める必要があることから、公共施設等の情報を整理したデータ集として「日高市公共施設等白書」を平成26年度に策定しました。

（４）庁内体制の整備

平成26年6月に「日高市公共施設等検討プロジェクトチーム」を設置し、公共建築物の維持保全や公共施設マネジメントの推進などの検討を行うとともに、平成26年11月からは「日高市公共施設等庁内検討会議及びワーキング部会」を設置し、公共施設等白書の作成や、公共施設等の管理の在り方に関する基本方針及び計画の策定に関する事項などを検討しています。

（５）施設管理者点検マニュアルの作成

施設に潜む危険等を事前に回避し、施設管理者が常に施設に目を向け、その安全性の意識向上を図るために、平成26年12月に「施設管理者点検マニュアル」を作成しました。

（６）個別施設計画の策定

① 公共施設長寿命化計画

本計画における長寿命化の方針に基づき、平成29年度に「日高市公共施設長寿命化計画」を策定しました。

この計画は、これまでの緊急修繕等の対症療法的な維持保全から予防保全型の維持保全や耐久性の向上に資する修繕・改修等を計画的に実施することにより、建築物の機能や設備を良好な状態に保つとともに、長寿命化による予算の平準化や財政負担の縮減を図ることを目的としています。

公共建築物（非木造）の目標使用年数を80年と設定し、各施設の劣化状況に応じ、効率的な部位修繕や長寿命化改修、大規模修繕等を計画的に展開することとしています。

② 公共施設再編計画～第１期 個別施設計画

本計画における公共施設の整理・統合の方針に基づき、令和元年度に「日高市公共施設再編計画～第１期 個別施設計画」を策定しました。

この計画は、市民が暮らしやすい効率的な行政サービスを維持した上で、個別施設ごとの統廃合や複合化、機能集約等による財政負担の軽減を図ることを目的としています。

令和７年度までに対象施設の延床面積10％削減を目標とし、市民サービスの必要性や建物の安全性を踏まえた上で、再編の手順やスケジュール、第１期の対象施設における実施計画を定めています。

③ 市営住宅長寿命化計画

平成25年度に、市営住宅の予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図るため、計画的な改修事業等を定めた「日高市営住宅長寿命化計画」を策定しました。

この計画は、老朽化した市営住宅の計画的な修繕や改修に関する方針を定めるもので、維持コストの縮減や安心・安全で快適な住まいの確保を目指し、長期的視野で計画的な維持管理を図ることを目的としています。

④ 橋梁長寿命化修繕計画

平成27年度に、本市が管理する橋梁のうち、橋長15m以上の25橋について、今後の維持管理や修繕計画について定めた「日高市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成30年度に、対象橋梁を27橋に見直し、計画を更新しました。

この計画は、老朽化した橋梁について、予防保全的な維持管理方法に転換することにより、健全性を保ちながら長寿命化を図ることを目的としたもので、将来的な財政負担の低減や道路交通の安全性の確保に努めます。

⑤ 水道事業長期計画（水道ビジョン）

平成20年度に、本市の水道事業の現状と課題を踏まえた上で、今後の進むべき方向性と施策を定めた「日高市水道事業長期計画」（水道ビジョン）を策定し、平成29年度に計画を改定しました。

この計画は、本市の水道事業について、安全かつ安定した給水を確実に続けるため、健全で効率的な事業経営を図ることを目的としています。

第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1-1 公共施設等の現状

(1) 本市の概要

本市は、埼玉県南西部に位置し、東京都心から約40km圏で、市域は、東西方向11.1km、南北方向6km、面積は47.48km²で、約70%が平野で占められています。

地勢は、秩父山地の外縁部に当たり、市西部の山地と高麗丘陵、東部の台地に分かれ、市内には一級河川高麗川、宿谷川、小畔川などが流れています。

気候は、太平洋側気候の内陸的傾向を示し、一般に四季を通じて穏やかであり、田畑を拓き産業を興してきました。

昭和30年に、高麗村と高麗川村の両村が合併し日高町が誕生し、翌31年には、高萩村を日高町が編入し、現在の市域が形成されました。

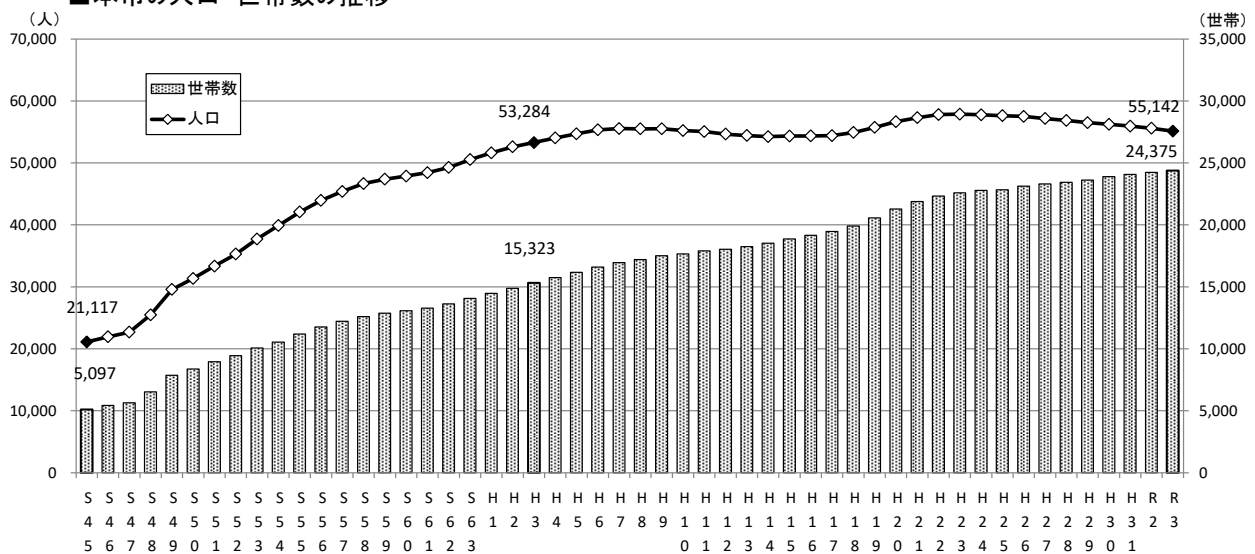
その後、首都圏のベッドタウンとして、昭和40年代から50年代にかけて住宅都市整備公団、民間企業を中心とした大規模住宅開発が行われ、急激な人口増加とそれに伴う都市基盤整備及び公共施設等の整備を行ってきました。平成2年に行われた国勢調査では、人口が53,000人を超え、平成3年10月1日に市制を施行しました。

(2) 人口等の推移

令和3年4月1日現在、本市の人口は55,142人、世帯数は24,375世帯であり、1世帯あたりの人員は2.26人/世帯となっています。人口は、昭和45年と比べると2.61倍、市制を施行した平成3年に比べると1.03倍となっています。

人口は、平成7年まで増加し続けましたが、平成8年からは減少に転じました。その後、平成15年から再び人口が増加しはじめましたが、平成23年をピークとして以降、減少に転じています。一方、世帯数は増加し続けています。

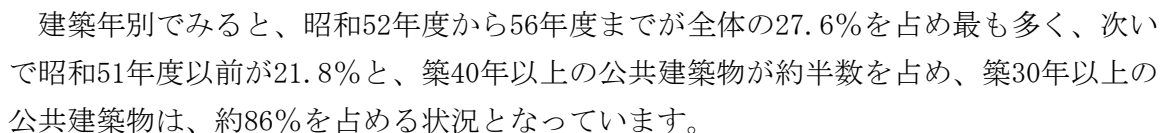
■本市の人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

① 公共建築物の整備状況と保有量の推移

■公共建築物の整備状況と保有量の推移



床面積割合

区分	築年数	床面積 (㎡)	割合 (%)
S51以前	築45年以上	27,863.01	21.8%
S52～56	築40～44年	35,360.61	27.6%
S57～61	築35～39年	24,881.97	19.4%
S62～H3	築30～34年	21,839.28	17.1%
H4～13	築20～29年	7,200.48	5.6%
H14～23	築10～19年	10,085.48	7.9%
H24～	築0～9年	746.87	0.6%

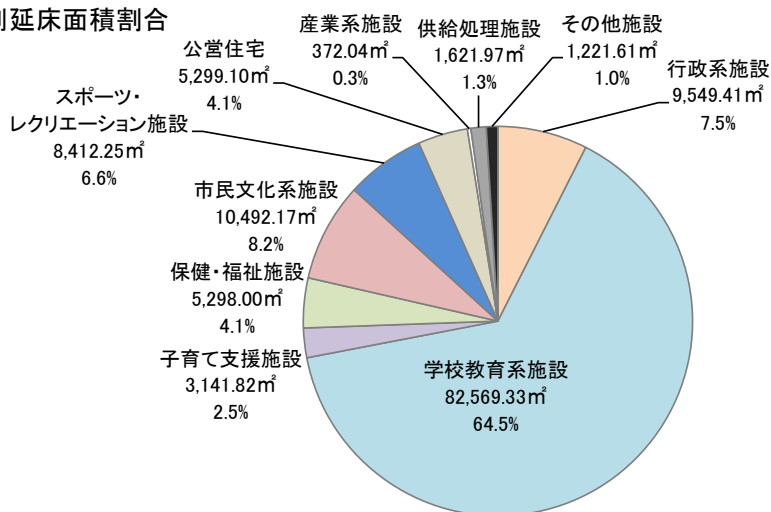
築30年以上が
約86%を占める

7

② 施設別の状況

施設別の延床面積割合をみると、学校教育系施設が全体の64.5%を占め、最も多くなっています。

■施設分類別延床面積割合



注) 主とする施設に延床面積を計上しているため、併設施設は施設別に計上されていない。
構成比(%)は小数点1位未満を四捨五入(合計100%とはならない場合がある。)

③ 地区別の状況

地区別の延床面積をみると、高麗川地区が全体の37.0%で最も多くなっています。

■地区別施設分類別延床面積の状況

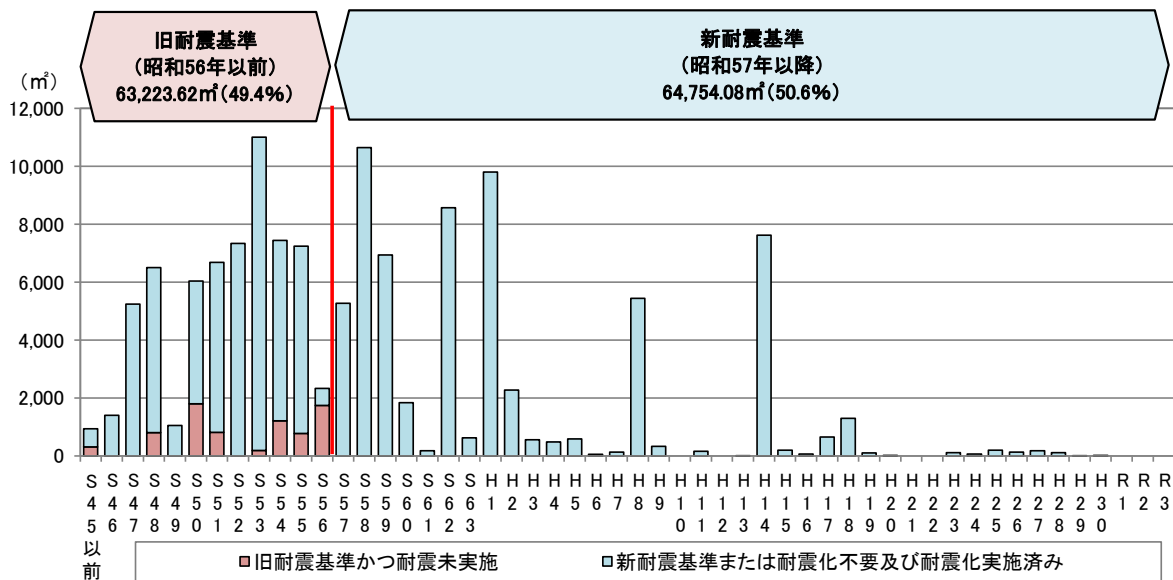
施設 類型	類型内分類	施設数	延床面積 (㎡)	地区別の状況					
				武蔵台	高麗	高麗川	高根	高萩	高萩北
行政系 施設	庁舎・出張所等	6	8,753.53	0.00	241.36	8,423.72	0.00	88.45	0.00
				0.0%	2.8%	96.2%	0.0%	1.0%	0.0%
	消防・防災施設	7	795.88	0.00	309.28	218.60	0.00	108.00	160.00
				0.0%	38.9%	27.5%	0.0%	13.6%	20.1%
学校 教育系 施設	小学校	6	38,085.67	6,738.10	4,802.88	7,647.74	6,026.75	6,549.58	6,320.62
				17.7%	12.6%	20.1%	15.8%	17.2%	16.6%
	中学校	6	41,204.66	7,281.14	6,753.15	6,977.51	6,920.53	6,597.86	6,674.47
				17.7%	16.4%	16.9%	16.8%	16.0%	16.2%
	その他施設	2	3,279.00	0.00	0.00	3,279.00	0.00	0.00	0.00
				0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子育て 支援 施設	保育所	3	1,936.70	0.00	569.48	634.83	732.39	0.00	0.00
				0.0%	29.4%	32.8%	37.8%	0.0%	0.0%
	学童保育室	7	1,205.12	149.94	119.22	391.97	169.76	173.26	200.97
				12.4%	9.9%	32.5%	14.1%	14.4%	16.7%
	その他施設	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
				—	—	—	—	—	—
保健・福祉 施設		2	5,298.00	0.00	5,298.00	0.00	0.00	0.00	0.00
				0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	生涯学習センター	1	4,158.80	0.00	0.00	4,158.80	0.00	0.00	0.00
				0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市民 文化系 施設	公民館	6	5,178.63	1,276.14	855.74	732.00	781.68	720.75	812.32
				24.6%	16.5%	14.1%	15.1%	13.9%	15.7%
	その他施設	2	1,154.74	0.00	1,154.74	0.00	0.00	0.00	0.00
				0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
スポーツ・ レクリエーション系 施設		5	8,412.25	90.14	0.00	7,728.00	0.00	594.11	0.00
				1.1%	0.0%	91.9%	0.0%	7.1%	0.0%
公営 住宅	市営住宅	1	5,299.10	0.00	0.00	5,299.10	0.00	0.00	0.00
				0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
産業系 施設	農村研修センター	2	372.04	0.00	233.28	0.00	0.00	138.76	0.00
				0.0%	62.7%	0.0%	0.0%	37.3%	0.0%
				0.0%	0.0%	1,621.97	0.00	0.00	0.00
				0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
供給処理 施設		2	1,621.97	0.00	0.00	1,621.97	0.00	0.00	0.00
				0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他		3	1,221.61	0.00	407.29	184.17	0.00	630.15	0.00
				0.0%	33.3%	15.1%	0.0%	51.6%	0.0%
合計		63	127,977.70	15,535.46	20,744.42	47,297.41	14,631.11	15,600.92	14,168.38
				12.1%	16.2%	37.0%	11.4%	12.2%	11.1%

注) 主とする施設に延床面積を計上しているため、併設施設は施設別に計上されていない。
構成比(%)は小数点1位未満を四捨五入(合計100%とはならない場合がある。)

④ 耐震化の状況

本市の公共建築物のうち、約半数が昭和56年以前の旧耐震基準となっています。学校を中心として耐震補強工事を進め、令和2年度末時点では耐震化率は94.0%となっています。

■ 公共建築物の耐震化の状況



(4) インフラ施設の保有状況

本市が保有するインフラ施設は、以下のとおりです。

① 道路

本市が管理する道路は、令和3年4月1日現在、約667.1kmとなっています。

このうち、道路改良率は31.0%、道路舗装率は56.1%となっています。

② 橋梁

本市の橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁は、令和3年4月1日現在、31橋あります。

③ 公園

本市の公園は、令和3年4月1日現在、都市計画公園として12か所131,414.77㎡、都市計画決定をしていない公園として62か所277,333.03㎡があります。

④ 上水道

本市の上水道は、令和3年4月1日現在、水道管は293,986.40m（口径75mm以上）整備されています。

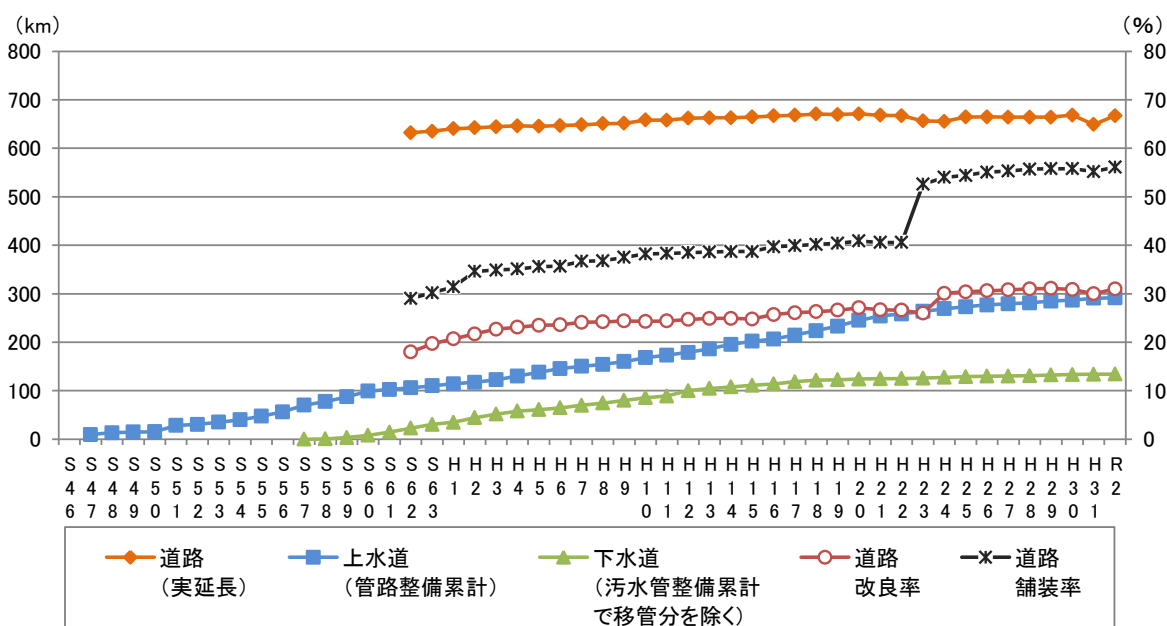
また、水道関連建築物として、高岡浄水場をはじめとして、取水場や配水場があります。

⑤ 下水道

本市の下水道は、令和3年4月1日現在、污水管は135,165.77m（移管分を除く）整備され、別途、雨水管も整備されています。

また、下水道関連建築物として、浄化センターや農業集落排水施設があります。

■インフラ施設の整備実績(各年4月1日現在)



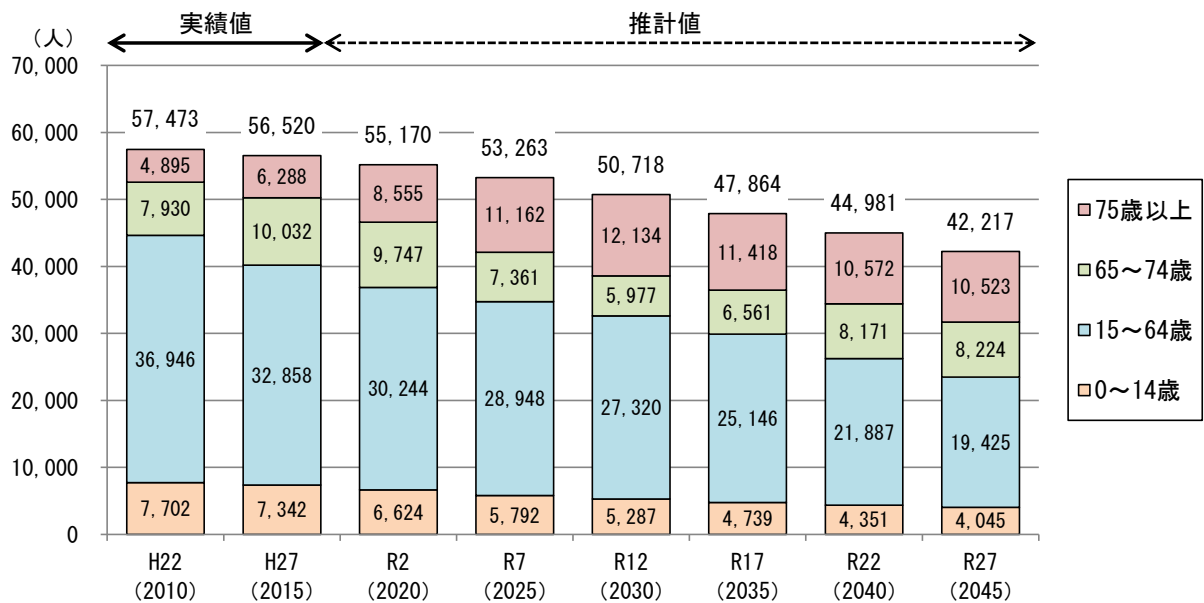
1-2

人口の見通し及び財政状況等

(1) 将来人口

日本の総人口は長期の減少局面を迎えるなか、本市の将来人口もこのまま新たな対策を講じない場合は減少が続くものと見込まれ、おおむね10年後の令和12年には50,718人、おおむね20年後の令和22年には44,981人、計画最終年の令和27年には42,217人に減少すると見込まれます。

■将来人口の見込み



出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 歳入・歳出の状況

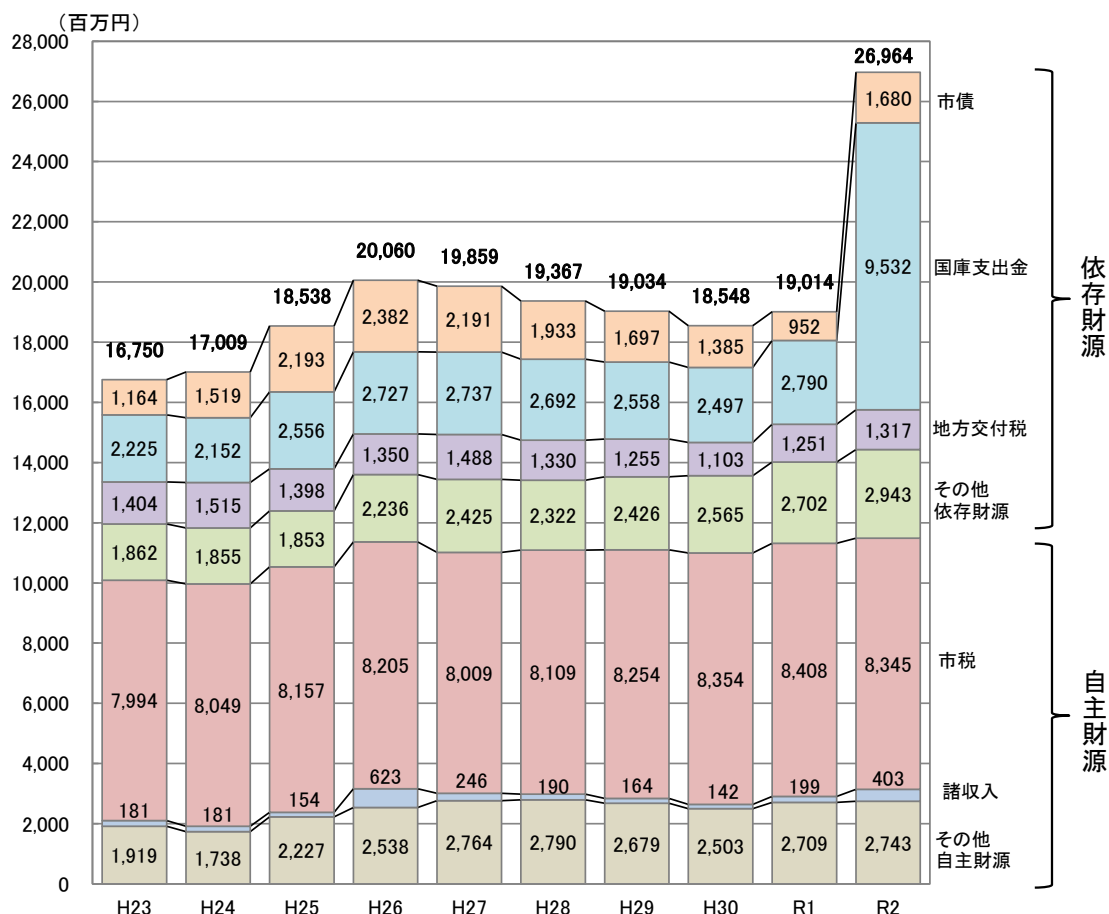
① 歳入の状況

平成23年度から令和2年度までの普通会計決算における歳入の状況をみると、平成26年度まで増加傾向が続き約201億円となった後、平成30年度まで徐々に減少しましたが、令和元年度にやや増加して約190億円となり、令和2年度には新型コロナウイルス関連対策に伴い大きく増加し、約270億円となっています。

主要財源である市税は、おおむね80億円前後で推移しており、平成27年度以降、増加傾向が続いていましたが、令和2年度はやや減少し、約83億円となっています。

国庫支出金や地方交付税は、年度により増減がありますが、地方交付税はおおむね13～15億円で、国庫支出金は令和2年度を除き、おおむね25～27億円で推移しています。令和2年度には、新型コロナウイルス関連対策に伴い国庫支出金が大きく増加し、約95億円となっています。

■ 歳入の推移



注) グラフ数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、合計値が一致しない場合がある。

資料: 各年決算資料

普通会計: 地方公共団体ごとに会計区分が一樣ではないことから、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分で、一般会計と特別会計のうち公営企業会計(上水道・下水道等)や国民健康保険事業会計等以外の会計を一つの会計としてまとめたものです。

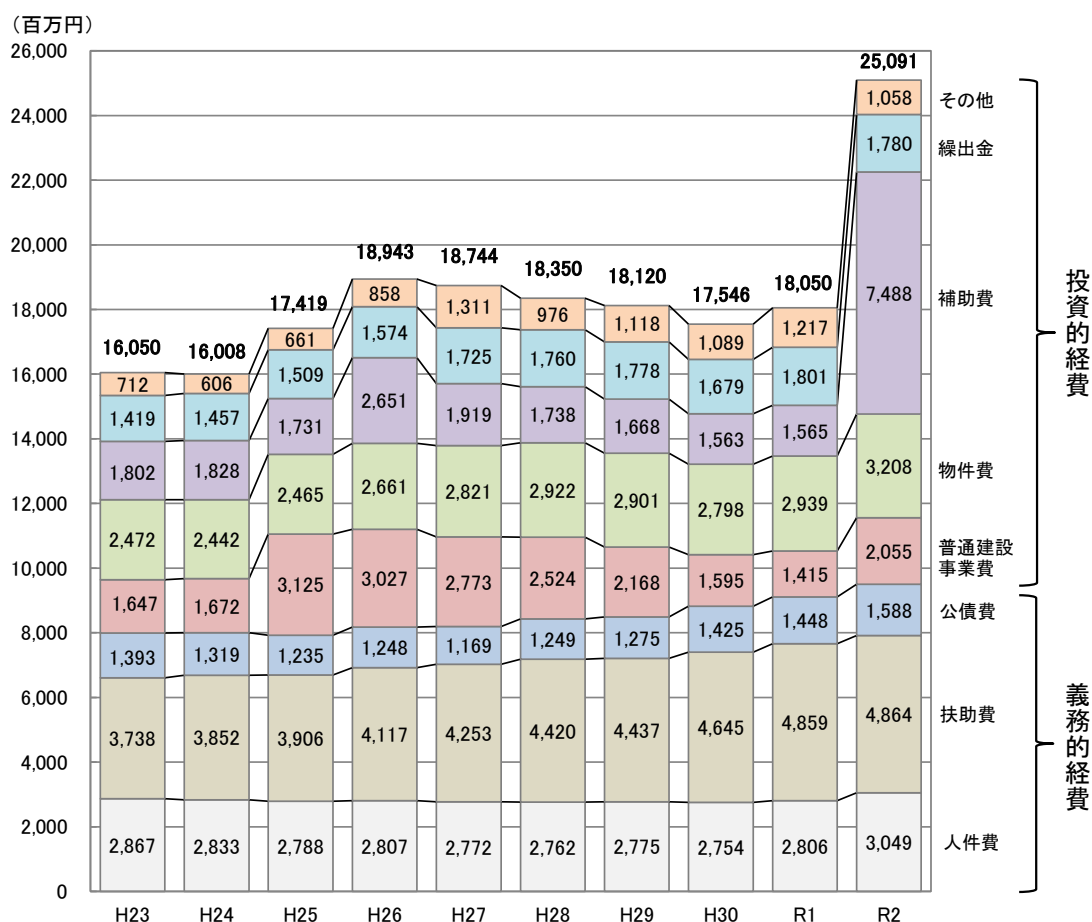
② 歳出の状況

平成23年度から令和2年度までの普通会計決算における歳出の状況をみると、平成25年度から大きく増加し、平成26年度に約189億円となった後、平成30年度まで徐々に減少し、令和元年度はやや増加して約181億円に、令和2年度は新型コロナウイルス関連対策に伴い大きく増加し約251億円となっています。

義務的経費である人件費はおおむね28億円前後で推移し、平成26年度以降、減少傾向にありましたが令和元年度以降やや増加し、令和2年度は約30億円となっています。扶助費は増加傾向が続いており、平成23年度は約37億円でしたが、令和2年度は約49億円と10年間で約1.3倍となっています。

普通建設事業費などの投資的経費は、平成25、26年度に大きく増加し、平成26年度は約108億円となりましたが、以降、平成30年度まで減少で推移し、令和元年度はやや増加し、約89億円となっています。令和2年度は新型コロナウイルス関連対策に伴い補助費が大きく増加し、投資的経費は約156億円となっています。

■歳出の推移



注) グラフ数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、合計値が一致しない場合がある。

資料: 各年決算資料

普通建設事業費：道路・橋梁、学校、庁舎、公園など公共施設等の新增設を行う際に、必要な経費の全てを対象としたものです。

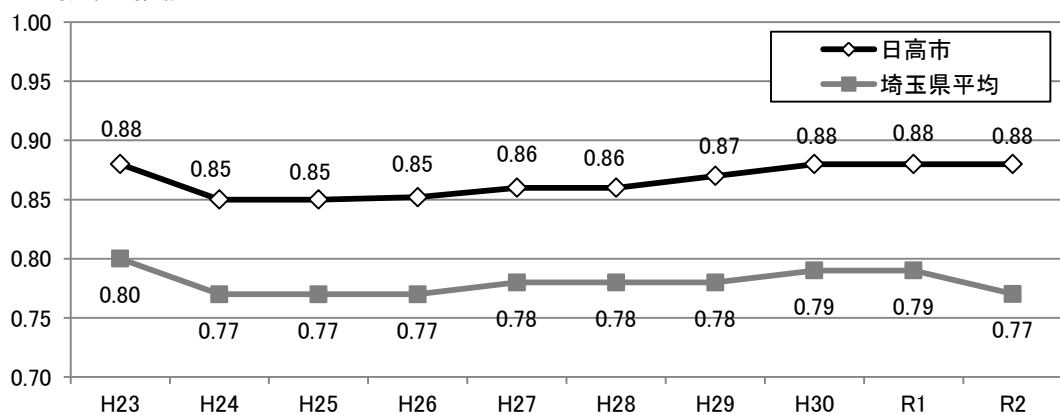
(3) 指標からみた財政状況

財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標からみた財政状況は次のとおりです。

① 財政力指数

過去10年間の財政力指数は、埼玉県平均に比べて高い指数となっていますが、福祉関連経費の増額などを背景として、平成24年度に0.85まで低下しました。平成27年度以降やや持ち直し、平成30年度以降は0.88となっています。

■財政力指数の推移



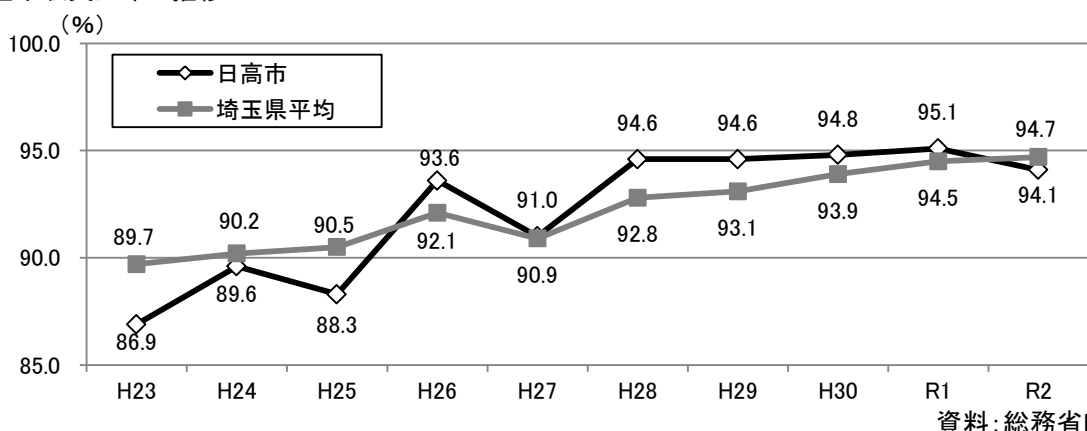
資料:総務省HP

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値です。この数値が1に近く、あるいは1を超えるほど余裕財源を保有していることになります。単年度の指数が1を超えると普通交付税は交付されなくなります。

② 経常収支比率

経常収支比率は、平成23年度に86.9%まで低下した後、増加基調に転じ、近年はおおむね95%で推移していましたが、令和2年度は94.1%となっています。平成26年度以降は埼玉県平均よりも高い数値となっていました、令和2年度は県平均よりもやや低くなっています。

■経常収支比率の推移



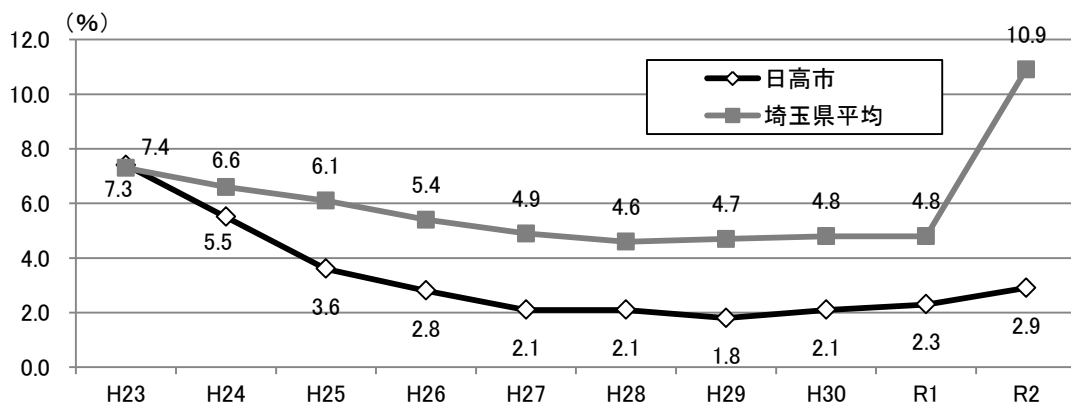
資料:総務省HP

経常収支比率：財政の弾力性を示す比率で、この比率が低いほど、新たな行政需要の発生や経済変動に対処できることを示します。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、25%を超えると起債の制限を受けます。本市では平成27年度まで減少が続き、以降、2%前後でほぼ横ばいに推移していました。令和元年度以降、やや増加傾向がうかがえますが、依然、健全な水準にあるといえます。

■実質公債費比率の推移



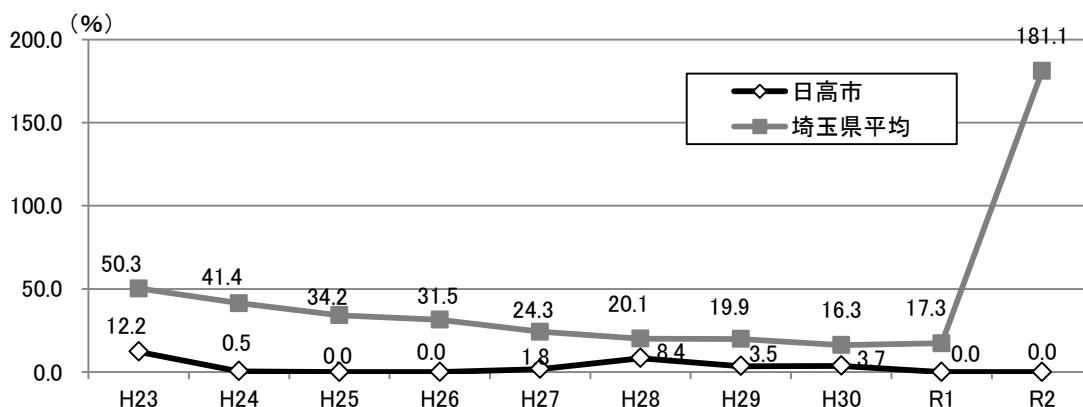
資料:総務省HP

実質公債費比率：公債費等（地方債の元利償還金及びこれに準じた支出）に費やした一般財源の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

④ 将来負担比率

将来負担すべき実質的な財政規模額と、現在の一般会計等との比較で表す将来負担比率は、平成23年度の12.2%から低下し、平成25、26年度に0.0%となった後、平成27年度から30年度までは1.8～8.4%で推移していましたが、令和元年度以降は再び0.0%となっています。

■将来負担比率の推移



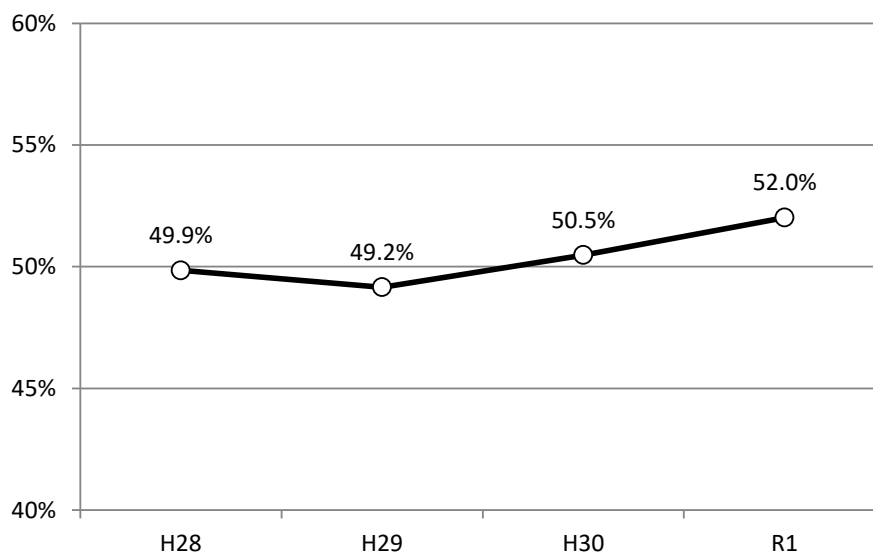
資料:総務省HP

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、借入金や公営企業等に対して将来支払う可能性のある負担等の残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

（４）有形固定資産減価償却率の推移

市が保有する有形固定資産の減価償却率をみると、平成29年度以降、増加傾向が続いており、保有資産が徐々に老朽化している状況がうかがえます。

■有形固定資産減価償却率の推移



有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物）の取得価格に対する減価償却の割合で、この比率が高いほど、法定耐用年数に近い（老朽化した）資産が多いことを示します。

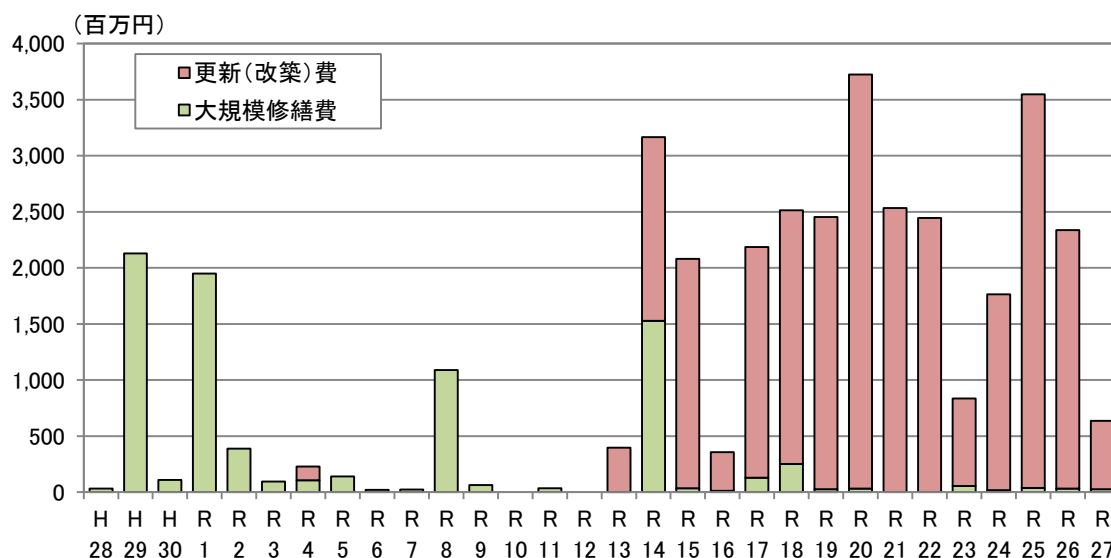
1-3 公共施設等の更新費用の見通し

(1) 公共建築物年度別更新費用の推計

① 従来型による推計

大規模改修を建設30年後に、更新（改築）を建設60年後に実施した場合、計画期間中（平成28年度から令和27年度までの30年間）の大規模修繕及び更新に掛かる費用は、大規模修繕が約83.6億円、更新に掛かる費用は約289.2億円で、合計約372.8億円となります。

■計画期間中の年度別公共建築物修繕・更新等費用【従来型】



大規模修繕及び更新（改築）の単価は、以下の通りとします。

種類	大規模修繕 (千円/㎡)	更新 (千円/㎡)
行政系施設	250	400
学校教育系施設	170	330
子育て支援施設	170	330
保健・福祉施設	200	360
市民文化系施設	250	400
スポーツ・レクリエーション系施設	200	360
公園	170	330
公営住宅	170	280
産業系施設	250	400
供給処理施設	200	360
その他	200	360

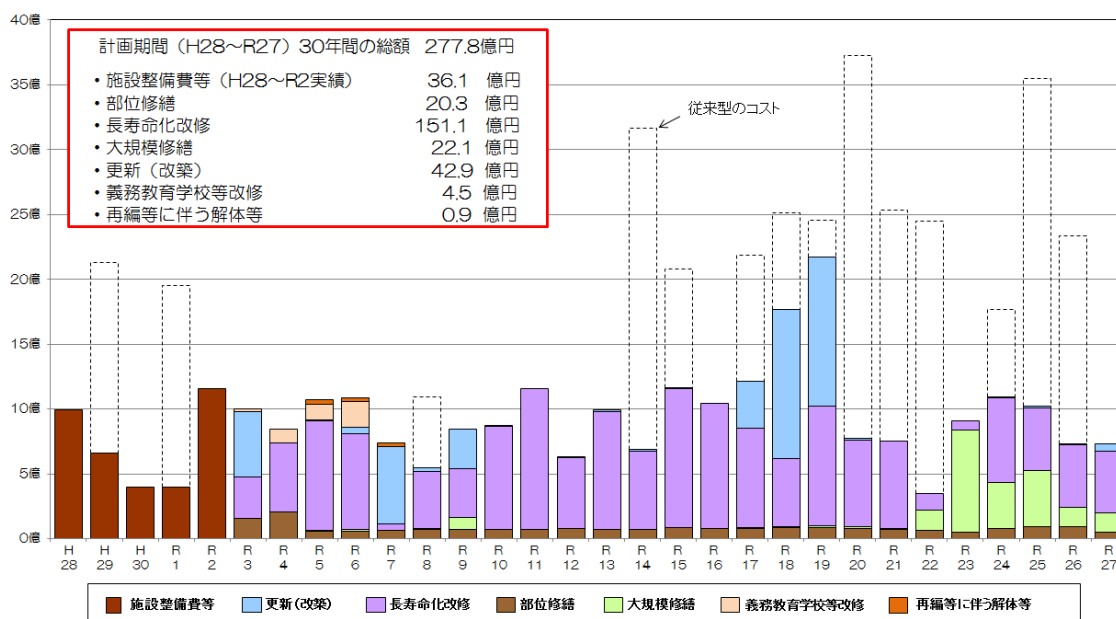
注) 種類及び単価は、(一財)地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10に基づく(現時点で積み残しているものは除く)

② 長寿命化・再編計画に基づく推計

長寿命化計画及び再編計画に基づき、予防保全的な維持保全や公共施設の再編等を進めた場合、計画期間中（平成28年度から令和27年度までの30年間）の大規模修繕及び更新等に掛かる費用は、合計約277.8億円となります。

令和3年度以降の部位修繕（約20.3億円）、長寿命化改修（約151.1億円）、義務教育学校等改修・再編等に伴う解体等（約5.4億円）により、大規模修繕が約22.1億円、更新（改築）が約42.9億円となり、費用の縮減と平準化が図れ、従来型で実施した場合の372.8億円と比較し、総額で約95億円の減額となります。

■計画期間中の年度別公共建築物修繕・更新等費用【長寿命化・再編型】



注) 推計は、再編計画の推計値について、以下の補正を施した値である。

- ・平成28年度から令和2年度までの実績費用を反映するとともに、一部事業スケジュールを補正した。
- ・再編計画対象外の学校給食センター及び市営住宅については、個別計画の概算事業費を以下のとおり計上した。
- ・施設全体の部位修繕費を令和3年度から令和27年度まで年平均5,000万円とし、これに別途計上した学校給食センター部位修繕費（令和3年度から令和4年度）、市営住宅部位修繕費（令和4年度から令和24年度）を加算した。

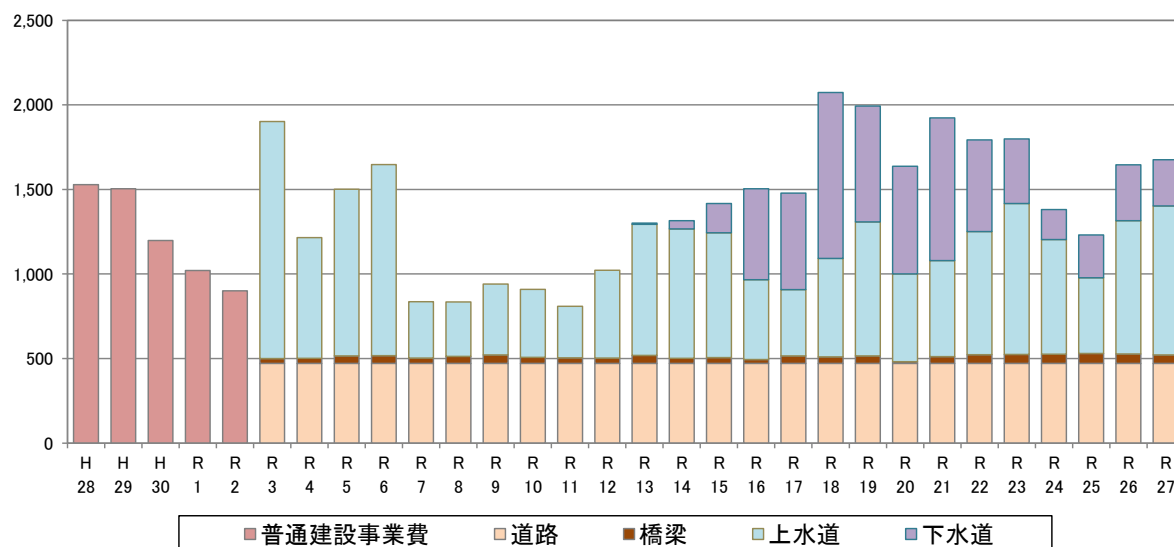
(2) インフラ施設年度別更新費用の推計

インフラ施設の計画期間中（平成28年度から令和27年度までの30年間）の年度別更新費用は、合計約419.4億円と推計されます。

令和3年度以降において、道路が約117.7億円、橋梁が約10.2億円、上水道（管路のみ）が約165.5億円、下水道（污水管のみ）が約64.4億円と推計されます。これらの他に、上水道（浄水場施設等）や下水道（污水处理場施設等）などの費用が別途必要となります。

■インフラ施設の更新費用の推計

(百万円)



更新条件と更新単価は、以下のとおりとします。

種類	更新年数	区分	更新単価	備考
道路 (1級市道・2級市道・ その他市道)	15年	—	4,700円/㎡	(現在の道路面積) × (現在の道路舗装率) ÷15年で算出
橋梁(橋長15m以上)	橋梁長寿命化修繕計画に基づく			
上水道 (管路のみ)	40年	～150mm	97千円/m	全て配水管とし、現時 点で積み残している更 新を除く
		～200mm	100千円/m	
		～250mm	103千円/m	
		～300mm	106千円/m	
		～350mm	111千円/m	
		～400mm	116千円/m	
		～450mm	121千円/m	
		～500mm	128千円/m	
下水道 (污水管のみ)	50年	～250mm	61千円/m	
		～500mm	116千円/m	
		～1000mm	295千円/m	
		～2000mm	749千円/m	

注) 道路・上水道・下水道の更新年数及び更新単価は、(一財)地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10に基づく

(3) 今後の見通し

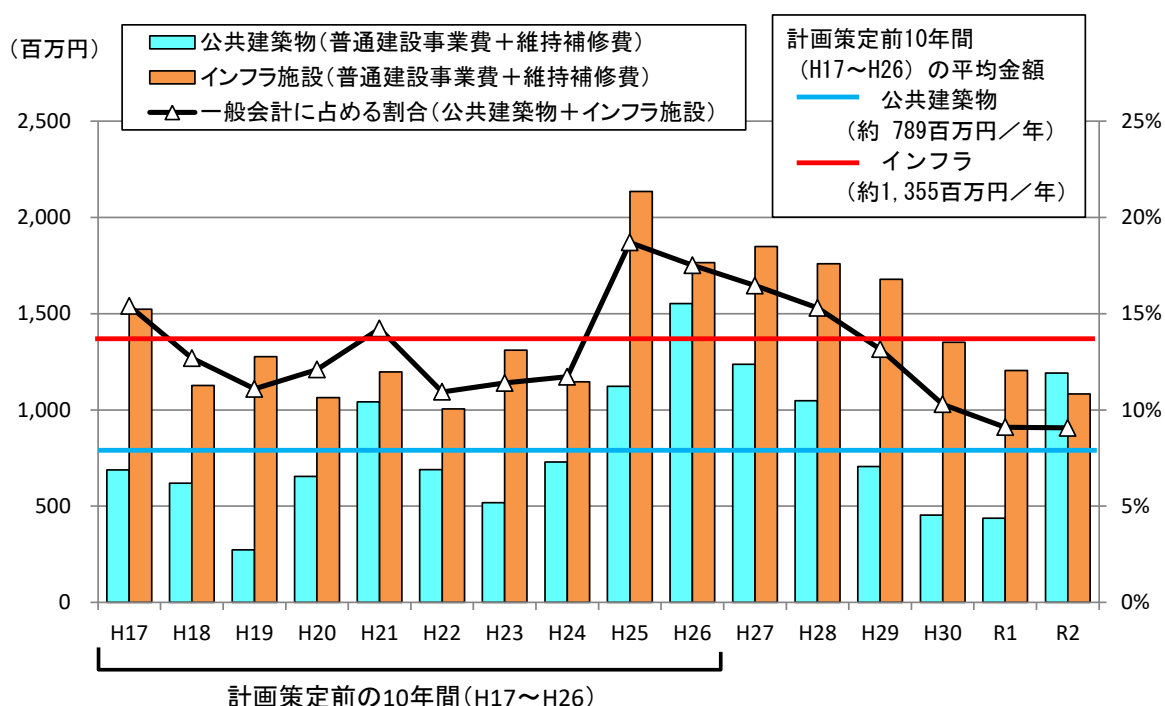
① 歳出決算における普通建設事業費等の推移

公共建築物やインフラ施設に充当する普通建設事業費や維持補修費の推移をみると、公共建築物は平成24年度から平成26年度まで増加し、以降、令和元年度まで減少が続 き、令和2年度は増加して約11.9億円となっています。

インフラ施設の推移をみると、平成25年度に大きく増加し、以降、減少基調が続いて います。

総合管理計画策定以前の10年間（平成17年度から平成26年度まで）の平均は、公共建 築物が約7.89億円／年、インフラ施設が約13.55億円／年となっており、一般会計に占 める割合は平均13.7%となっています。

■歳出決算における普通建設事業費＋維持補修費の推移



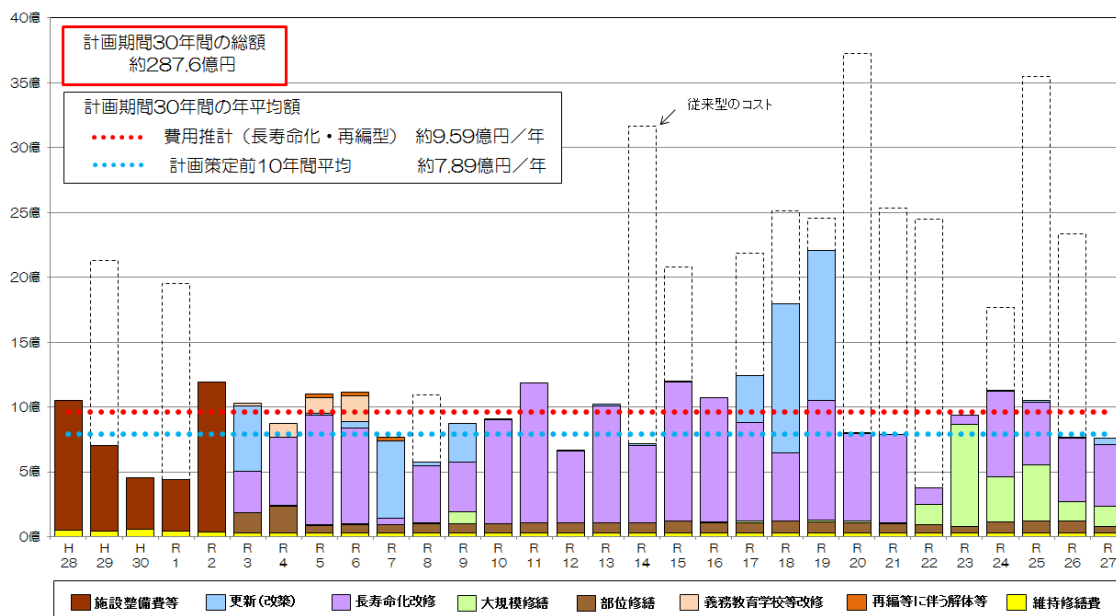
② 公共建築物における維持修繕・更新の可能性

計画期間における公共建築物の維持修繕や改修、更新に掛かる費用が、総合管理計画策定前10年間（平成17年度から平成26年度まで）の平均と同額と仮定すると、平成28年度から令和27年度までの30年間で約236.7億円と推計されます。

長寿命化計画及び再編計画に基づく長寿命化・更新工事や公共施設の再編等を実施し、維持修繕費を加えた30年間の総額は約287.6億円と算出されることから、不足額は合計約50.9億円となり、年平均では、現状を約1.7億円上回る財政負担が予測されます。

さらに財政においては、今後、人口減少の進行など、社会動向の変化に備えた長期的な視点が必要であり、長寿命化改修・公共施設の再編等を着実に実施するとともに、より効率的な公共建築物の維持・更新等に継続的に取り組んでいく必要があります。

■ 公共建築物における維持修繕・更新等費用の推移



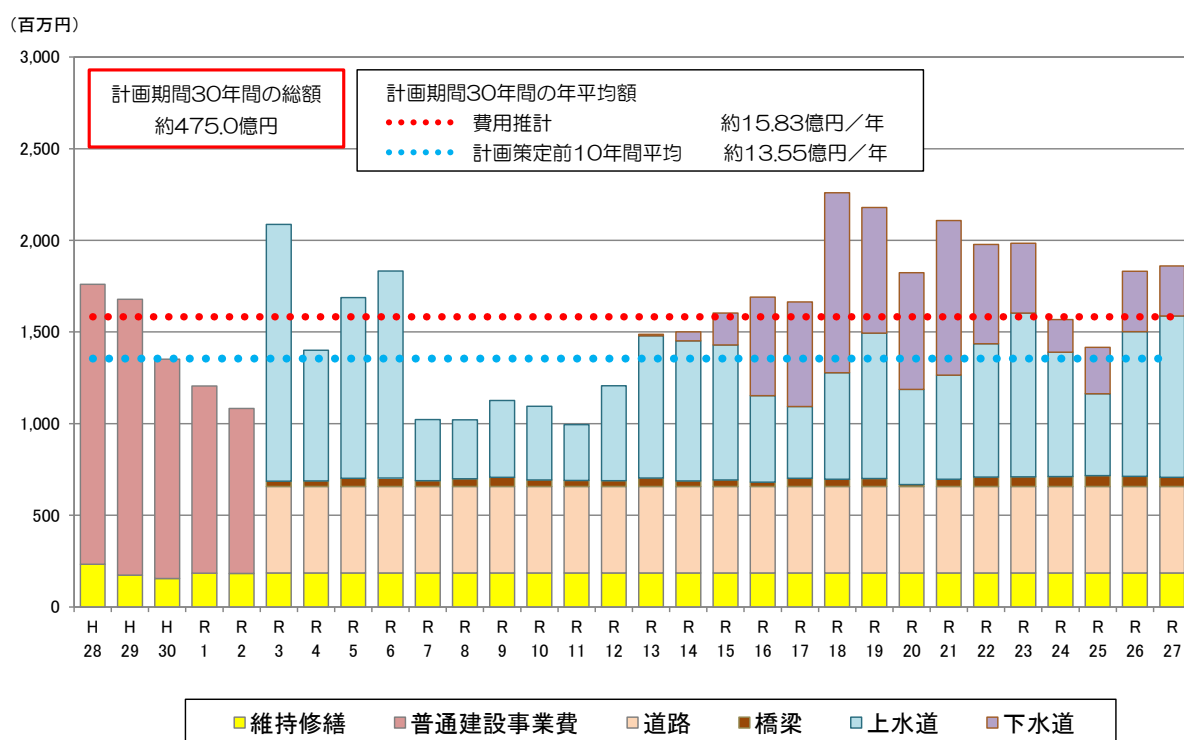
注) 令和2年度までの維持修繕費は実績値、令和3年度以降の維持修繕費は年平均3,000万円とした。

③ インフラ施設における維持修繕・更新の可能性

計画期間中のインフラ施設の建設や更新、維持修繕に関する費用が、総合管理計画策定前10年間（平成17年度から平成26年度まで）の平均と同額と仮定すると、平成28年度から令和27年度までの30年間で約406.5億円と推計されます。

一方、インフラ施設のうち、道路や橋梁、上水道（管路のみ）、下水道（污水管のみ）の更新・維持修繕費用には、合計約475.0億円が必要と算出されますが、この更新・維持修繕費用には、新規の施設建設費用や、老朽化が進行し、すでに改修が必要な施設の更新費用が含まれていません。また、上水道（浄水場施設等）や下水道（污水处理場施設等）の維持管理・更新費用も別途必要となります。

■インフラ施設における維持修繕・更新等費用の推移



注) 令和2年度までの維持修繕費は実績値、令和3年度以降の維持修繕費は、直近の過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）の年平均に基づき1.855億円とした。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2-1 公共建築物に関する方針

(1) 公共建築物の現状や課題の整理

本市が保有する公共建築物は、昭和50年代に建設された建築物が全体の約56%を占めています。そのため、早急な更新が必要な施設は多くありませんが、今後一斉に更新が必要となる施設が生じることが予測されることから、中長期的な視点に立ち、公共建築物の在り方の検討を進めていく必要があります。

本市では、平成22年度に策定された「日高市建築物耐震改修促進計画」に基づき、災害時の避難所や拠点施設としての機能を備えた、多数の市民が利用する市有特定建築物については、平成27年度末に耐震化率100%を達成しました。

公共建築物のうち小学校、中学校、公民館については、地区（学区）ごとに整備が進められています。特に小学校・中学校は、公共建築物の床面積全体の約62%と、非常に高い割合を占めていますが、単学級が発生している学校があり、地区により施設利用に差が生じています。

本市が保有する公共建築物について、更新周期60年、建築後30年目に大規模修繕を実施する条件で、現在と同じ床面積に更新したと仮定した場合、計画期間中（平成28年度から令和27年度まで）の30年間における維持管理、修繕、更新の費用は総額約372.8億円が必要となります。

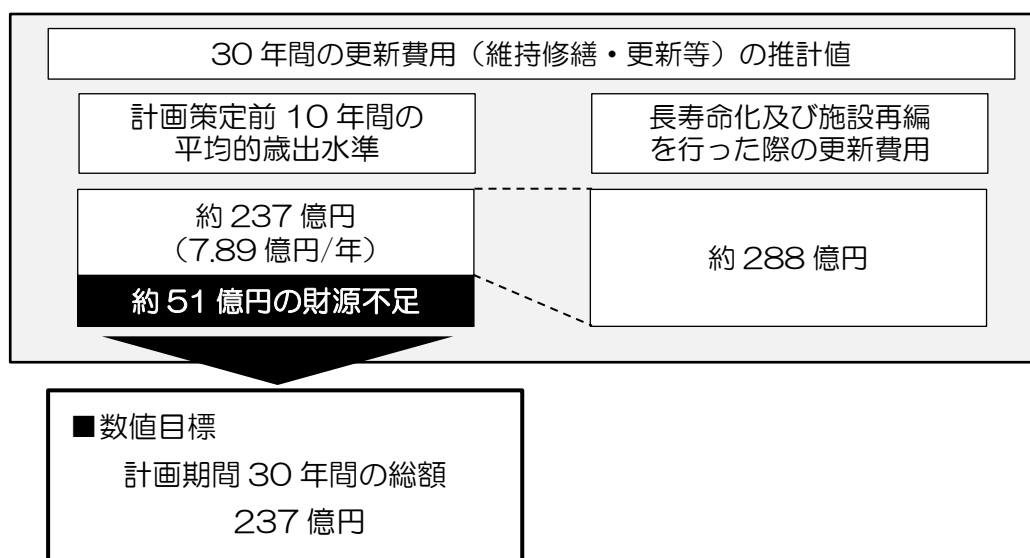
本計画策定以前の10年間（平成17年度から平成26年度まで）における公共建築物に関する普通建設事業費及び維持補修費は年平均約7.89億円で、この金額が計画期間内も継続すると仮定すると、計画期間内の公共建築物に関する維持補修・更新費用は約236.7億円となり、約136.1億円の財源不足が予測されます。

そこで、本市では、本計画の方針に基づき、平成29年度に公共施設長寿命化計画を、令和元年度に公共施設再編計画を策定し、予防保全型の維持修繕及び一部公共施設について再編を行うことにより、計画期間における維持補修・更新費用を約287.6億円に縮減し、不足額を約50.9億円に抑制できる見通しとなっています。

今後は、本計画に基づき、公共建築物の最適化に向けた施策を着実に実施するとともに、各種関連計画との整合を図りながら、より効率的な財政運営が行えるよう公共建築物を適切に維持管理していく必要があります。

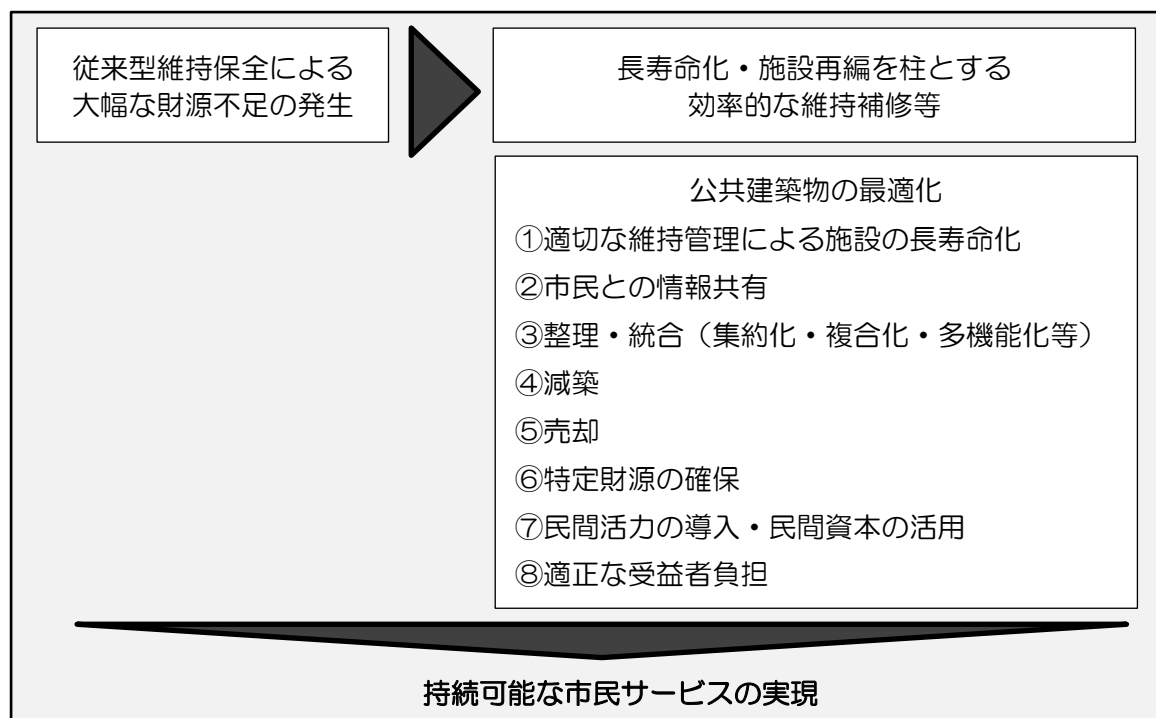
(2) 数値目標

今後、健全な財政運営のもと、住民への適切な行政サービスを維持していくため、公共建築物の維持補修・更新等に要する費用について、本計画策定以前の10年間の平均的な水準に縮減・平準化することを目指し、公共施設の再編について、第2期以降も引き続き検討を重ね、さらなる公共建築物の最適化を図り、計画期間30年間の総額を237億円に抑制することを目指します。



（３）公共建築物の最適化に関する取組の方向性

目標達成のため、公共施設長寿命化計画及び公共施設再編計画に基づく方策を柱としながら、効率的な維持補修等を着実に実施するとともに、建物ありきではなく、個別施設それぞれに必要なとされる機能面を重視しながら、以下の内容について取組を進め、公共建築物の最適化を推進します。



① 適切な維持管理による施設の長寿命化

安全で良好な機能の維持保全を行うとともに、施設の長寿命化を図り、環境負荷の低減を進め、維持保全に関わる費用の最適化を図ります。

② 市民との情報共有

公共建築物の最適化を進めるために、公共建築物の施設状況や運営等に関する市民への情報提供の充実を図り、市民と情報を共有し、市民ニーズに的確に対応した公共建築物としていきます。

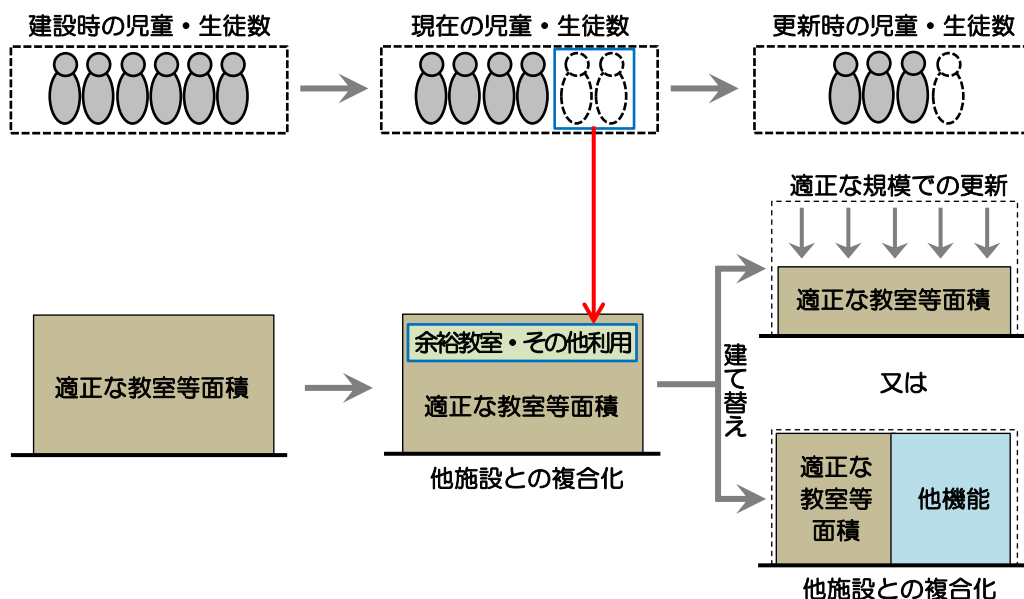
③ 整理・統合（集約化・複合化・多機能化等）

市民ニーズに的確に対応するために、市民の利用実態を踏まえ、管理・運用面も含めて、施設や運営について機能転換や再編に柔軟に取り組みます。

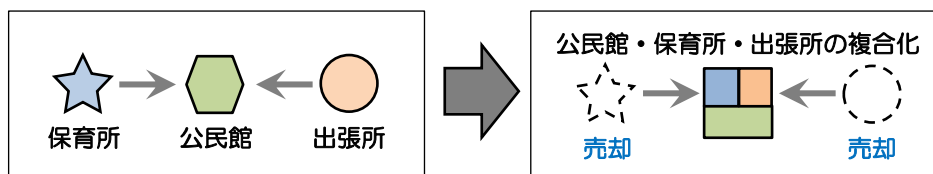
また、論理的・客観的な視点に基づき、施設や機能の整理・統合を図り、施設利用の最適化を進めます。建て替え時は原則して複合化を図り、単独での施設を削減し、公共施設や防災の拠点性を高めます。

なお、これまでの3地域6地区での公共施設整備の状況を踏まえるとともに、地域の環境整備や公共交通網の拡充も併せて検討を進めます。

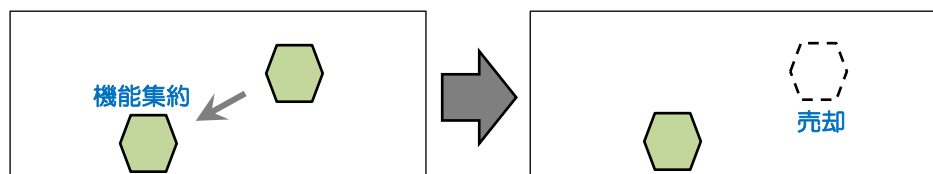
■学校施設の更新・複合化のイメージ



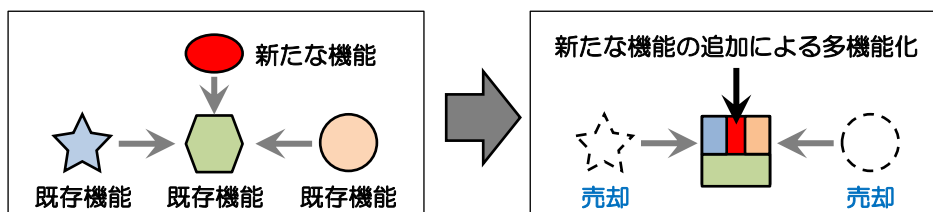
■施設の複合化のイメージ



■施設の集約化のイメージ



■施設が多機能化のイメージ



④ 減築

単独での建て替えの場合は、施設の利用状況を予測し、適正な規模での減築による更新を検討します。

⑤ 売却

整理・統合により使用しなくなった市有地については、公的利用の検討を行った上で、売却を行い、売却費用を維持管理・更新費用として活用します。

⑥ 特定財源の確保

国等の補助金等について、積極的に活用します。

⑦ 民間活力の導入・民間資本の活用

市民サービスの向上を図るため、PPPやPFI、指定管理者制度など更なる民間活力の導入や民間資本の活用を図り、管理運営コストを縮減し、縮減した費用を維持管理・更新費用として活用します。併せて、公民連携による代替機能の導入を検討します。

OPPP (Public-Private Partnership)

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことをいいます。PPPには、PFI、指定管理者制度、自治体業務のアウトソーシング等などがあります。

OPFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等において、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるものを、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」（平成11年法律第117号）に基づき実施されるものです。

○指定管理者制度

公共施設等の維持管理や運営等において、施設の管理権限を指定管理者に与え、指定管理者が管理実態に合わせた管理運営を行うものです。民間事業者等の高度な専門的知識や経営資源を積極的に活用することにより、市民サービスの向上が図られ、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できます。

⑧ 適正な受益者負担

利用者の理解を得られるように努め、利用料金の改定等、適正な受益者負担に関する検討を進めます。

(4) 社会的要請（新規施設の設置）に向けた検討

少子高齢化や社会構造の変化など、今後の社会的背景による要請により、新たな施設を設置する場合は、公共建築物の最適化に関する取組の方向性を踏まえ、地域の拠点性を確保した施設とするとともに、スクラップビルドの観点に立ち、取組を進めるものとします。

(5) 公共建築物の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

本市では、施設管理者が常に施設に目を向け、施設が良好な状態で維持され、施設に係る事故を未然に防ぐなど、適正な施設の管理を図るため、特に日常的に点検しなければならないチェック項目を集約した「施設管理者点検マニュアル」を平成26年12月に作成しました。

この「施設管理者点検マニュアル」に基づく職員等による日常的な点検の他、定期検査報告制度等による専門業者の点検を活用するなど、点検履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕及び更新時に、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

なお、点検・診断を行う個別施設については、峻別を行い、更新が不要な施設や、規模が小さく、必要に応じて行う事後保全により対応可能な施設は、対象から除外します。

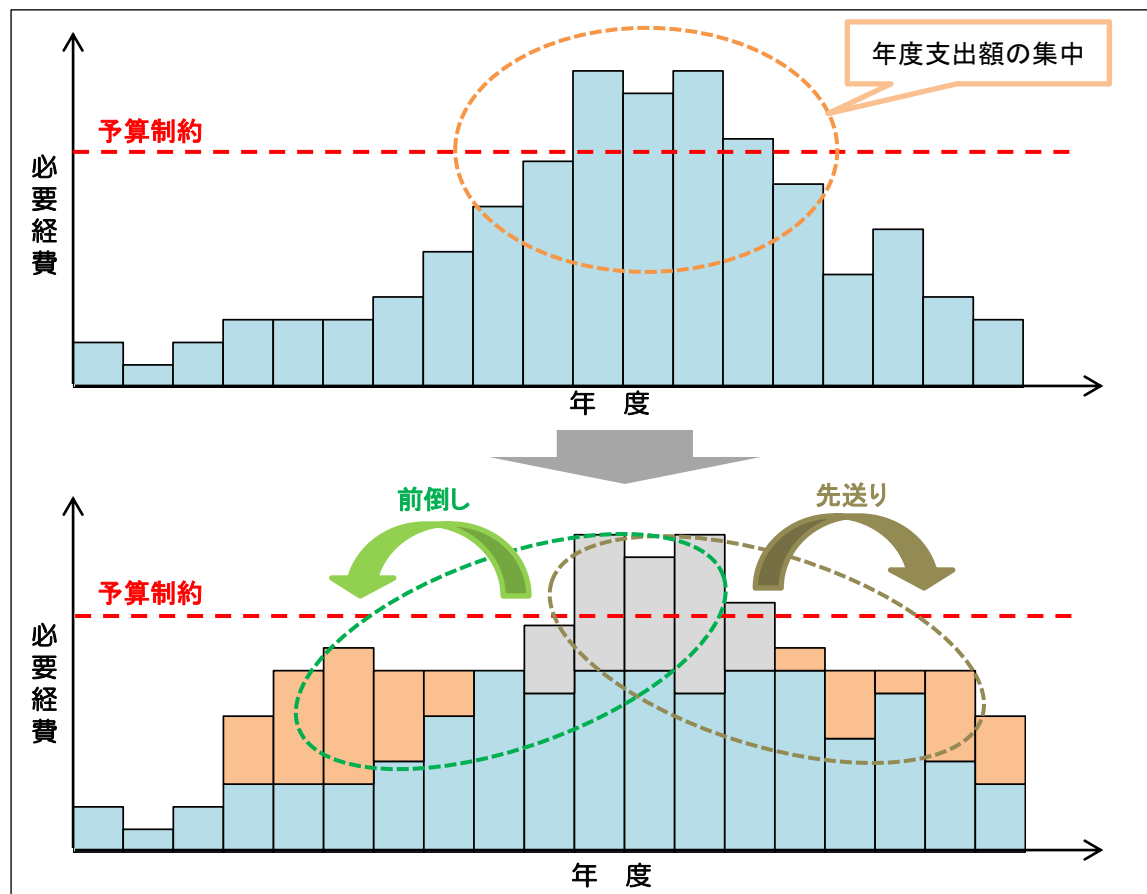
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共建築物を安心・安全に維持していくためには、適切な時期に適切な修繕等を行う必要があります。そのため、事後保全型から予防保全型への転換を図り、施設ごとの中長期的な修繕計画を作成し、施設の長寿命化を進めます。その際には、照明設備のLED化などによる公共施設の省エネ化や再生可能エネルギーの利用促進にも積極的に対応し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進とライフサイクルコストの縮減を図ります。併せて、修繕計画と点検・診断等を踏まえ、事業実施についての優先順位の検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、事業費の平準化の観点から維持管理や修繕を進めます。

また、修繕等に関しては、今後、庁内で情報を一元化していくことを検討し、他施設での維持管理や修繕に活用していきます。

一方で、更新等については、公共建築物の最適化に関する取組の方向性を踏まえたものとし、廃止や統廃合が予定されている建築物については、原則として、明らかな劣化が生じた段階で補修を行う事後保全型の維持管理の対象とします。

■事業費の平準化のイメージ



③ 安全確保の実施方針

点検や診断の結果を踏まえ、老朽化に伴う施設の安全性の確保が困難となった施設については、市民の使用を避けるなどの対策を行い、安全確保のための工事の実施や、建物の取り壊し等についての方針を定め、方針に従った事業の実施を進め、施設利用者の安全を確保します。

また、老朽化等により供用停止または今後も利用見込みが無く放置された施設については、侵入防止などの応急措置を行い、早期に除却します。

④ 耐震化の実施方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「日高市建築物耐震改修促進計画」に基づき、計画的な耐震診断及び耐震改修を行います。災害時の避難所や拠点施設としての機能を備えた市有特定建築物については、平成27年度末に耐震化率100%を達成したことから、今後は、公共建築物の最適化に関する取組を踏まえながら、他の公共建築物についても耐震化を進めます。

市有特定建築物：市が所有する建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物及び、避難所等及び災害時に拠点となる建築物をいいます。

⑤ 長寿命化の実施方針

本市では、昭和50年代に集中して施設整備が行われています。そのため、これらを一律に長寿命化及び更新を行うことは第2の工事集中を生むことになります。

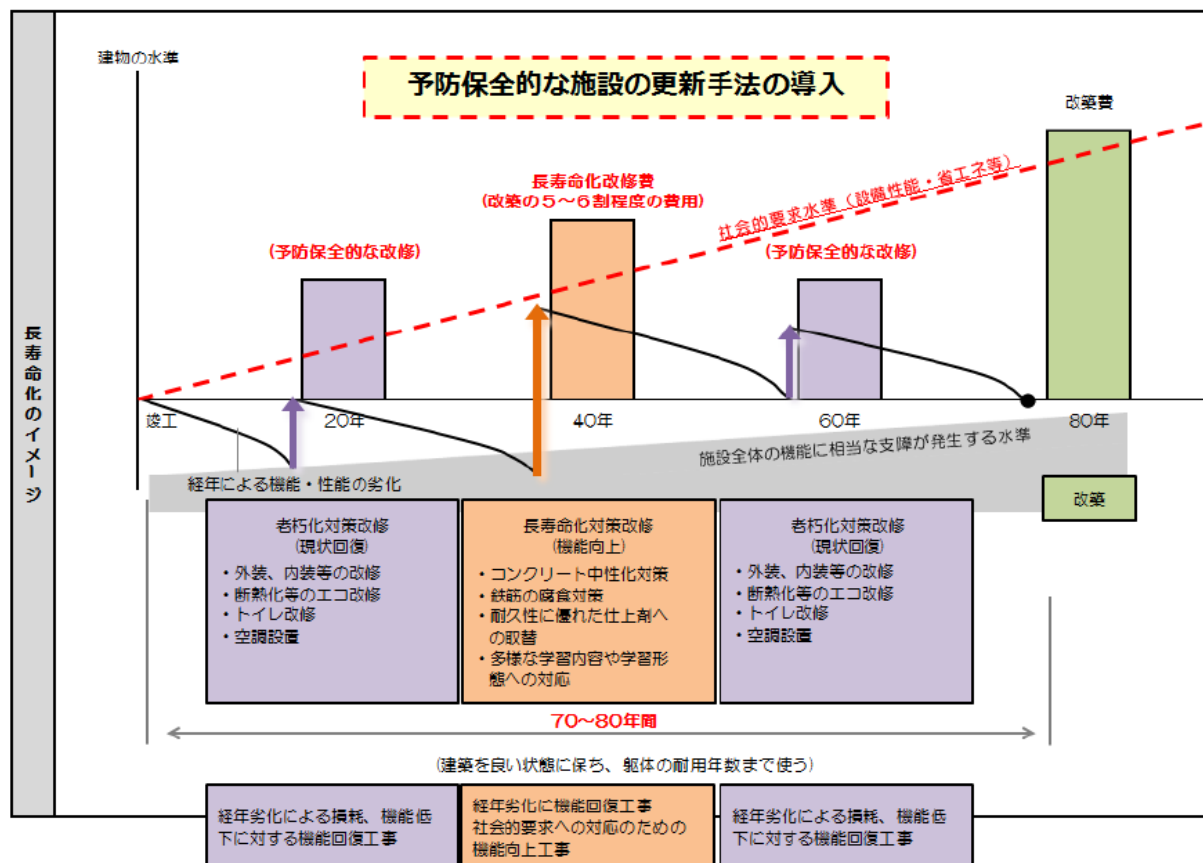
厳しい財政状況へ対応し、また、今後予想される大規模修繕や改築の集中を緩和するためには、公共建築物の最適化に関する取組の方向性にに基づき、更新計画を見据えた効率的な維持管理計画が必要であり、その上で長寿命化を進めていく必要があります。

本市では、緊急修繕等の対症療法的な維持保全から、予防保全的な維持保全や耐久性の向上に資する修繕・改修等を計画的に実施することにより、更新（改築）に伴う総合的な管理コストを縮減するため、平成29年度に「日高市公共施設長寿命化計画」を策定しました。

同計画では、建築物の機能や利用状況などの特性に応じ、適切な周期で修繕・改修を行うことにより、施設機能の維持向上を図り、建物の目標使用年数を、鉄筋コンクリート造・鉄骨造で80年、木造で50年まで長寿命化することを目指しています。また、長寿命化の実施に向け、対象施設を選定した上で、建物の劣化状況を調査し、施設構造及び築年数別の標準的な改修周期を設定し、修繕・改修等のスケジュール案を策定しています。

同計画を踏まえ、また、後述する再編計画を反映した上で、施設ごとに適切な時期に維持管理・修繕・改修を実施し、公共建築物の長寿命化を図っていきます。

■長寿命化のイメージ



■標準的な改修周期

分類	昭和52年 1977年	昭和62年 1987年	平成9年 1997年	平成19年 2007年	平成29年 2017年	令和9年 2027年	令和19年 2037年	令和29年 2047年	令和39年 2057年	令和49年 2067年	令和59年 2077年
	築40年	築30年	築20年	築10年	築0年	10年後	20年後	30年後	40年後	50年後	60年後
非木造 昭和52年築 1977年築 旧耐震	新築	随時修繕	随時修繕	耐震改修	長寿対策		大規模修繕		改築		大規模修繕
		10	20	30	40	50	60	70	80	10	20
非木造 平成9年築 1997年築 新耐震			新築	随時修繕	大規模修繕		長寿対策		大規模修繕		改築
				10	20	30	40	50	60	70	80
木造 昭和52年築 1977年築	新築	随時修繕	随時修繕	随時修繕		改築			大規模修繕		改築
		10	20	30	40	50	10	20	30	40	50

⑥ ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設のユニバーサルデザイン化については、施設のニーズや利用状況等を踏まえた上で、誰もが利用しやすい施設となるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の基準に基づき、歩行者空間や設備の改善に努めていきます。

施設の新設に際し、当初よりユニバーサルデザイン化に配慮するほか、改修・改築の際には、高齢者、障がい者等の利用における問題か所等を検証し、より安心して利用できる施設となるよう、順次、改善を進めていきます。

⑦ 統合や廃止の推進方針

将来予測されている財源不足に備え、公共建築物の最適化に関する取組の方向性に基づき、市民との情報共有を進めるとともに、市民ニーズに的確に対応しながら、論理的・客観的な視点で、施設や機能の整理・統合を図り、施設利用の最適化を進めます。

そのため本市では、令和元年度に「日高市公共施設再編計画～第1期 個別施設計画」を定めました。

計画では、

- ・時代の変化に対応した行政サービスを継続的に提供すること
- ・人口減少社会の中で持続可能な行政経営を実現すること
- ・将来世代に財政負担を先送りしないこと

を基本的な考え方として、令和7年度までに対象施設の延床面積10%削減の目標を設定しています。

目標の実現に向け、市民サービスの必要性や建物の安全性の観点を踏まえるとともに、ワークショップ、意見交換会による市民の意向を把握した上で、対象施設の再編に向けた基本的な方向性を定めています。

また、大規模修繕や長寿命化改修の時期を迎える施設及び小中一貫教育の実施に伴い、複合化等を検討している施設を対象として再編等を実施するとしており、同方針に

基づき、具体的な対応を進めていくこととします。

さらに、再編に伴う施設の除去や再配置等により生み出された土地等は、他の行政需要としての公共用地としての活用や、売却などによる歳入の確保による事業費への充当など、多角的に検討を行うものとします。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

建築物の安全性の確保や、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、公共建築物の維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、庁内での体制を強化し、情報共有等をさらに進めていきます。

また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い予防保全工事を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人員配置や人材育成に努めるとともに、技術習得のために説明会等への積極的な参加なども進め、技術力の蓄積に取り組めます。

さらに、定期的に本計画及び個別施設計画を見直し、社会経済情勢の変化や市民ニーズへの的確な対応を行うとともに、公共建築物の最適化に関する取組の方向性にに基づき、安心・安全で持続可能な公共建築物の実現を目指します。

⑨ フォローアップの実施方針

本計画の推進を図るため、Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4つの視点に基づくPDCAサイクルによる進捗管理を行います。

こうした進捗管理に当たっては、全庁的な視点により、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、上位計画である総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施します。また、評価の結果や社会情勢の変化なども踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じて目標や方針の見直しを図ります。

2-2 インフラ施設に関する方針

(1) インフラ施設の現状や課題の整理

本市が保有するインフラ施設は、昭和50年代を中心に建設されており、更新時期を迎えています。今後、さらに更新時期を迎える施設が多くなることが予測されていることから、中長期的な視点に立ち、インフラ施設の維持管理を進めていく必要があります。

本市では、すでに一部の施設については個別施設計画を策定し、修繕や更新等を進めています。今後は老朽化が進行し、維持管理費の増大が予測されますが、中長期的な計画が策定されていない施設もあり、計画的な更新が進んでいないのが現状です。また、人材の育成が必要なことや、財源確保のために利用者負担の増加が見込まれる施設もあります。

計画策定以前の10年間（平成17年度から平成26年度まで）におけるインフラ施設に関する普通建設事業費及び維持補修費は年平均約13.55億円となっています。インフラ施設のうち、道路、橋梁、上水道（管路のみ）、下水道（污水管のみ）の更新費用には、合計約475.0億円、年平均約15.83億円が必要と算出されますが、この更新費用には、道路や公園等の新規建設費用や、老朽化が進行し、すでに改修が必要な施設の更新費用が含まれていません。また、上水道（浄水場施設等）や下水道（污水处理場施設等）の維持管理・更新費用も別途必要となります。

インフラ施設は、市民生活を支える必要不可欠な施設であることから、適切な維持管理・更新を進めていく必要があります。

■インフラ施設の更新費用と充当できる財源の試算

	計画期間 (30年間)	年度平均
インフラ施設の更新費用に充当できる財源 (平成17年度から平成26年度までの10年間平均から推計)	約40,650百万円	約1,355百万円
インフラ施設の更新費用	約47,499百万円	約1,583百万円
・普通建設事業費（平成28年度から令和2年度まで）	約6,152百万円	—
・道路の更新費用（令和3年度以降）	約11,773百万円	—
・橋梁の更新費用（令和3年度以降）	約1,024百万円	—
・上水道の更新費用（令和3年度以降：管路のみ）	約16,546百万円	—
・下水道の更新費用（令和3年度以降：污水管のみ）	約6,440百万円	—
・維持修繕費	約5,564百万円	—

注）更新費用は、（一財）地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10に基づき試算しています。

普通建設事業費及び維持修繕費の平成28年度から令和2年度までは実績、維持修繕費の令和3年度以降は、過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）の年平均に基づく値です。

(2) インフラ施設の最適化に関する取組の方向性

インフラ施設は、道路や橋梁を始め、公園、上水道、下水道など多種多様な施設類型があります。道路や水道等は、市民生活を支える必要不可欠な施設であり、市民のライフラインとなっています。そのため、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防止しなければなりません。また、その性質上、公共建築物とは異なり、再配置や統廃合といった合理化は現実的ではありません。

ライフラインの確保を最優先としながらも、効率的な長寿命化により可能な限り既存施設を活用し、維持管理費用の縮減に取り組みます。

こうした取組を進めるために、施設類型ごとの個別施設計画を策定し、計画に基づく予防保全型の維持管理の実施により、ライフサイクルコストの縮減や、国庫補助金や使用料などを活用した財源確保に努め、インフラ施設全体での縮減と事業費の集中を抑制し、平準化を図る取組を進めます。

また、維持管理費用の縮減などを進めることで、新規建設分の費用を確保し、市民生活に必要な新たなインフラ施設についても計画的に進めます。

一方で、今後の人口減少に備え、機能を維持しながら他の施設で代替が可能かどうか、事業規模として市単独で行うのではなく、広域連携等により事業統合などの可能性があるかどうかなど、多角的な面からインフラ施設の機能維持を行うための検討を進めます。

(3) インフラ施設の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

点検や診断は、担当職員や委託業者による日常的な巡視とともに、市民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。

一部の施設では、点検周期や点検方法に関する基準（マニュアル）を作成し、これに基づく点検や診断を実施していますが、他施設においても、今後、対象施設を明確化した上で基準を作成し、適切な点検や診断を実施していきます。

点検や診断の結果はデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕及び更新時に、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

安全を確保しながら、原則として適切な保全による施設の長寿命化を図るために、個別施設計画を策定し、この計画に基づき、適切に維持管理、修繕、更新等を進めます。

なお、既存の新規整備計画については、適宜見直しを行うものとし、将来的に維持管理ができなくなることがないように、施設総量の最適化を図ります。

事業の実施は、個別施設計画に基づき、事業予算とのバランスを見ながら、事業費の平準化の観点から維持管理や修繕を進めます。

また、維持管理費用の削減につながる工法や取組について、最新技術や情報を収集しながら、積極的な導入を進めます。

③ 安全確保の実施方針

安心・安全な市民生活を継続するために必要不可欠な施設であるため、高度な危険性が認められた場合には、早急に補修・更新を実施し、安全性を確保します。

職員等による日常的な点検・診断において発見した軽微な劣化は、必要に応じて発見した段階で補修を実施するなど、情報収集の強化等により、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、早期の補修等による維持管理費用の低減を図ります。

④ 耐震化の実施方針

インフラ施設の多くは、ライフラインとして市民生活に直結しており、これら施設の地震による被害を最小限に抑えることは、市民の安心の確保につながるとともに、道路や橋梁等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、安全性確保の観点からも、優先的に耐震化その他必要な対策を進める必要があります。

対応方法は、施設ごとに異なることから、具体的な方策は、個別施設計画において個々に定めるものとし、必要性や優先性を考慮した上で、早急に安全性確保のための改修や更新を行います。

⑤ 長寿命化の実施方針

劣化・損傷が顕著となった段階で対策を実施する事後保全型の管理から、定期的な点検・診断結果を踏まえ、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型の管理に転換を行い、インフラ施設の適切な維持管理に努めます。

今後は、劣化状況等の点検結果などのデータを蓄積し、それらの分析により、より適切な維持管理や更新等の計画にフィードバックさせ、維持管理費用の低減を図ります。

⑥ 統合や廃止の推進方針

市民生活を支える必要不可欠な施設であるため、原則として施設の統合や廃止は行わず、施設の長寿命化や職員の技術向上、民間のノウハウを活用するなどにより、維持管理費用の削減に向けた取組を進めます。

一方で、今後の人口減少に備え、利用頻度が乏しい施設などについては、他の施設で代替が可能かどうか、事業規模として市単独で行うのではなく、広域連携等により事業統合などの可能性があるかどうかなど、多角的な面からインフラ機能の維持を行うための検討を進めます。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

インフラ施設の安全性を確保し、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図り、インフラ施設の維持管理を総合的かつ計画的に進めていくため、担当課以外の職員や市民からの情報収集を強化するとともに、庁内での体制を強化し、情報共有等をさらに進めます。

また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い予防保全工事を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人員配置や人材育成に努めるとともに、技術習得のために説明会等への積極的な参加なども進め、技術力の蓄積に取り組めます。

⑧ フォローアップの実施方針

本計画の推進を図るため、Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4つの視点に基づくPDCAサイクルによる進捗管理を行います。

こうした進捗管理に当たっては、全庁的な視点により、計画の実施状況の把握や検証、情報共有に努めるとともに、上位計画である総合計画や予算との連携を図りながら、適宜、評価・改善を実施します。また、評価の結果や社会情勢の変化なども踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じて目標や方針の見直しを図ります。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3-1 公共建築物の施設類型の考え方

本市が保有している63施設を、施設の所管部署や施設の性格の他、平成25年度調査研究等を踏まえ、10施設用途（17類型）に分類し、類型別に施設の維持管理の方向性についての方針を定めます。

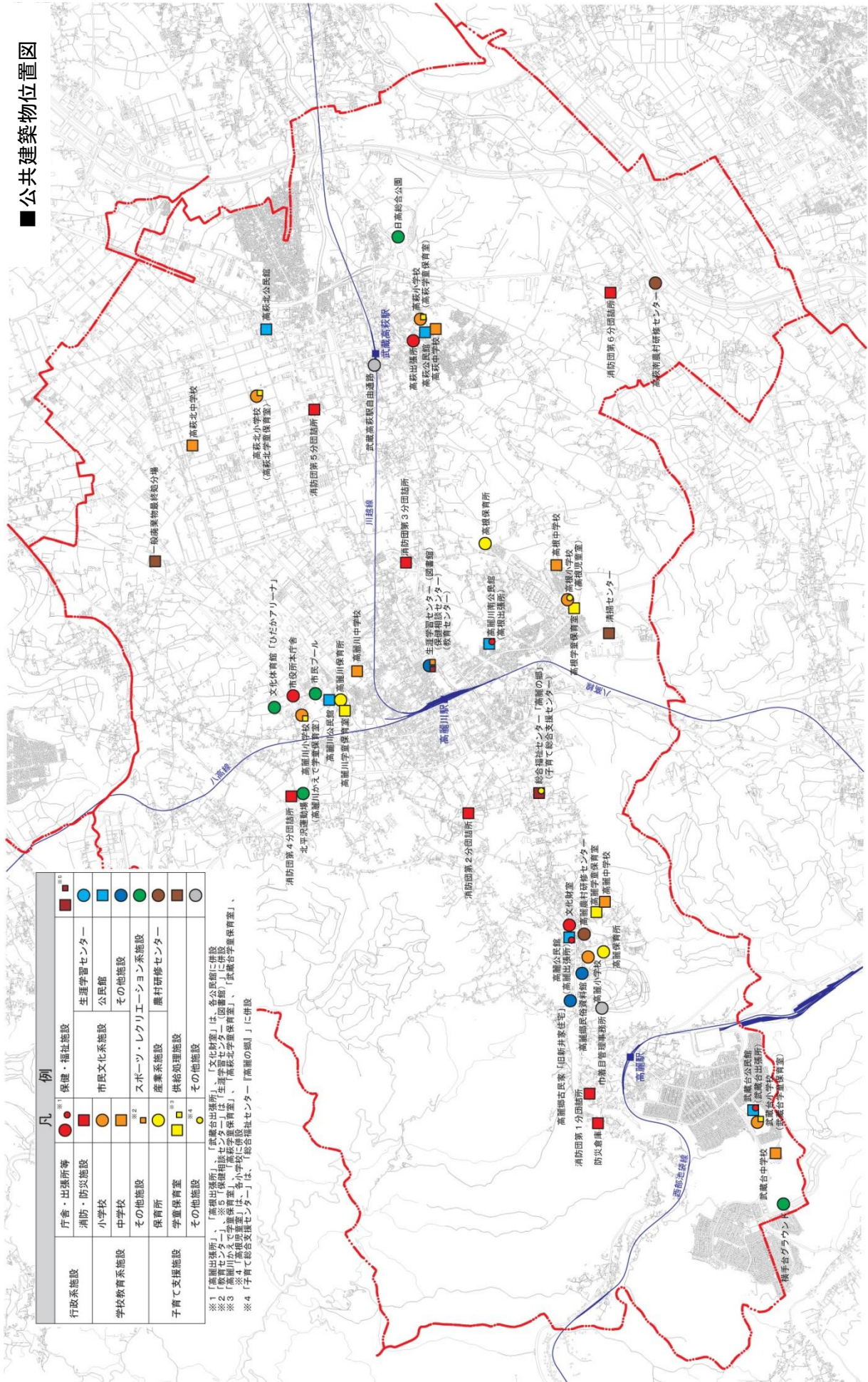
■施設類型（休憩舎・公衆トイレは1施設とする） ※は併設施設

公共建築物	施設類型	類型内分類	施設名
	1. 行政系施設	庁舎・出張所等 ＜6施設＞	市役所本庁舎、高萩出張所、高麗出張所※、高根出張所※、武蔵台出張所※、文化財室※
		消防・防災施設 ＜7施設＞	消防団第1分団、消防団第2分団、消防団第3分団、消防団第4分団、消防団第5分団、消防団第6分団、防災倉庫
	2. 学校教育系施設	小学校 ＜6施設＞	高麗小学校、高麗川小学校、高萩小学校、高根小学校、高萩北小学校、武蔵台小学校
		中学校 ＜6施設＞	高麗中学校、高麗川中学校、高萩中学校、高根中学校、高萩北中学校、武蔵台中学校
		その他施設 ＜2施設＞	学校給食センター、教育センター※
	3. 子育て支援施設	保育所 ＜3施設＞	高麗保育所、高麗川保育所、高根保育所
		学童保育室 ＜7施設＞	高麗川学童保育室、高根学童保育室、武蔵台学童保育室※、高萩学童保育室※、高麗学童保育室、高萩北学童保育室※、高麗川かえで学童保育室※
		その他施設 ＜2施設＞	高根児童室※、子育て総合支援センター※
	4. 保健・福祉施設	＜2施設＞	総合福祉センター「高麗の郷」 保健相談センター※
	5. 市民文化系施設	生涯学習センター ＜1施設＞	生涯学習センター（図書館）
		公民館 ＜6施設＞	高麗公民館、高麗川公民館、高萩公民館、高麗川南公民館、高萩北公民館、武蔵台公民館
		その他施設 ＜2施設＞	高麗郷民俗資料館、高麗郷古民家「旧新井家住宅」
	6. スポーツ・レクリエーション系施設	＜5施設＞	文化体育館「ひだかアリーナ」、市民プール、北平沢運動場、総合公園、横手台グラウンド
	7. 公営住宅	市営住宅 ＜1施設＞	市営住宅
	8. 産業系施設	農村研修センター ＜2施設＞	高麗農村研修センター、高萩南農村研修センター
	9. 供給処理施設	＜2施設＞	清掃センター、一般廃棄物最終処理場
	10. その他	＜3施設＞	武蔵高萩駅自由通路、巾着田 休憩舎・公衆トイレ（滝沢の滝休憩舎、駒高休憩舎、天神社休憩舎、白銀平休憩舎、滝沢の滝入口休憩舎、日和田山公衆トイレ、駒高公衆トイレ、武蔵高萩駅前公衆トイレ、高麗川かわせみ手洗館、台公衆トイレ、建光寺公衆トイレ、天神社公衆トイレ、満蔵寺公衆トイレ、霊巖寺公衆トイレ、野々宮公衆トイレ、新井橋公衆トイレ、白銀平公衆トイレ、天神橋下公衆トイレ）

■地区別施設別一覧表(休憩舎・公衆トイレを除く)

		武蔵台地区	高麗地区	高麗川地区	高根地区	高萩地区	高萩北地区
行政系施設	庁舎・出張所等	 武蔵台出張所	 高麗出張所	 市役所	 高根出張所	 高萩出張所	
	消防・防災施設		 第1分団	 第3分団		 第6分団	 第5分団
学校教育施設	小学校	 武蔵台小学校	 高麗小学校	 高麗川小学校	 高根小学校	 高萩小学校	 高萩北小学校
	中学校	 武蔵台中学校	 高麗中学校	 高麗川中学校	 高根中学校	 高萩中学校	 高萩北中学校
	その他施設			 教育センター			
子育て支援施設	保育所		 高麗保育所	 高麗川保育所	 高根保育所		
	学童保育室	 武蔵台学童保育室	 高麗学童保育室	 高麗川学童保育室	 高根学童保育室	 高萩学童保育室	 高萩北学童保育室
	その他施設		 子育て総合支援センター		 高根児童室		
保健・福祉施設			 総合福祉センター「高麗の郷」	 保健相談センター			
市民文化系施設	生涯学習センター			 生涯学習センター			
	公民館	 武蔵台公民館	 高麗公民館	 高麗川公民館	 高麗川南公民館	 高萩公民館	 高萩北公民館
	その他施設		 高麗郷民俗資料館				
スポーツ・レクリエーション系施設		 横手台グラウンド		 文化体育館「ひだかアリーナ」		 日高総合公園	
公営住宅	市営住宅			 市営住宅			
産業系施設	農村研修センター		 高麗農村研修センター			 高萩南農村研修センター	
供給処理施設				 清掃センター			
その他			 巾着田	 一般廃棄物最終処分場		 武蔵高萩駅自由通路	

■ 公共建築物位置図



3-2

公共建築物の施設ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 行政系施設

① 施設の概要

- 行政系施設は、庁舎・出張所等として、市役所本庁舎、出張所、文化財室が6施設、消防・防災施設として、消防団分団詰所と防災倉庫が7施設で計13施設あります。

■行政系施設一覧

No		名称	地区名	建設年度		築年数	耐震 診断	耐震 改修	延床面積 (㎡)	備考
ア) 庁舎・ 出張所 等	1	市役所本庁舎	高麗川	1987	S62	34	不要	不要	8,423.72	
	2	高萩出張所	高萩	1976	S51	45	未実施	未実施	88.45	
	3	高麗出張所	高麗	1975	S50	46	未実施	未実施	—	高麗公民館に併設
	4	高根出張所	高根	1980	S55	41	未実施	未実施	—	高麗川南公民館に併 設
	5	武蔵台出張所	武蔵台	1983	S58	38	不要	不要	—	武蔵台公民館に併設
	6	文化財室	高麗	1975	S50	46	未実施	未実施	241.36	高麗公民館に併設
イ) 消防・ 防災 施設	1	消防団第1分団	高麗	2014	H26	7	不要	不要	109.30	
	2	消防団第2分団	高麗	2015	H27	6	不要	不要	108.00	
	3	消防団第3分団	高麗川	1999	H11	22	不要	不要	109.80	
	4	消防団第4分団	高麗川	2007	H19	14	不要	不要	108.80	
	5	消防団第5分団	高萩北	1997	H9	24	不要	不要	160.00	
	6	消防団第6分団	高萩	2002	H14	19	不要	不要	108.00	
	7	防災倉庫	高麗	1982	S57	39	不要	不要	91.98	
合計									9,549.41	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

ア) 庁舎・出張所等

- 市役所本庁舎は、築30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- 高萩出張所は単独施設ですが、高根出張所、武蔵台出張所は各公民館との併設施設となっています。
- 出張所は全て築30年以上経過しており、老朽化が進行しています。
- 文化財室は、高麗公民館に併設されています。

イ) 消防・防災施設

- 市内に消防団分団詰所を6か所配置し、第3分団、第5分団は築20年以上経過していますが、第1分団、第2分団、第4分団、第6分団は築20年未満で比較的新しい建物です。
- 防災倉庫は、旧消防団第1分団詰所を活用しています。

③ 施設の課題

ア) 庁舎・出張所等

- ・ 市役所本庁舎は、設備が更新時期を過ぎているものが多く、突発的な設備の故障の増加など、修繕費用が増大しています。また、屋上や外壁の一部の大規模修繕は実施済みですが、長期的な維持管理計画がないため、計画的な修繕・改修等が行われていません。
- ・ 出張所のうち、高麗出張所、高根出張所は耐震診断が未実施です。耐震診断により補強工事が必要となった場合、これに併せた大規模改修や今後の使用年数等、また、長期的な視点に立った今後の行政需要や行政サービスの在り方などを踏まえて、総合的に維持管理の方針を判断する必要があります。
- ・ 文化財室も耐震診断が未実施であり、耐震診断により補強工事が必要となった場合、これに併せた大規模改修や今後の使用年数や他の施設との連携など、総合的に維持管理の方針を判断する必要があります。

イ) 消防・防災施設

- ・ 消防団分団詰所のうち第1分団、第2分団、第4分団、第6分団は、比較的新しい建物のため、適切に維持管理していく必要があります。築20年以上経過している第3分団、第5分団は、設備の老朽化等に留意し、適切な点検・維持管理が求められます。
- ・ 防災倉庫は、築30年以上を経過しており、計画的に修繕を進めていく必要があります。

④ 個別基本方針

ア) 庁舎・出張所等

- ・ 市役所本庁舎は、防災上重要な拠点であることから、長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕・改修等を実施して長寿命化を図ります。
- ・ 出張所は、今後の改修時に合わせて耐震診断を行い、耐震補強などにより、維持していきます。また、義務教育学校の動向や長期的な視点に立った行政サービスの在り方などを踏まえ、複合化や多機能化など、公共建築物の最適化に併せた適切な配置や更新を図ることを検討します。
- ・ 高萩出張所は、高萩小学校の校庭に高萩公民館との複合施設として整備を進め、現施設は廃止します。
- ・ 文化財室は、今後の改修時に合わせて耐震診断を行い、耐震補強などにより、維持していきます。また、義務教育学校の動向や周辺の公共建築物との連携など、公共建築物の最適化に併せた適切な配置や更新を図ることを検討します。

イ) 消防・防災施設

- ・ 消防団詰所は、防災上重要な拠点であることから、長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕・改修等を行い、適切な維持管理に努めます。
- ・ 防災倉庫は、建物の安全性から当面は適切な維持管理に努めますが、老朽化が進んでいるため、再編を検討します。

(2) 学校教育系施設

① 施設の概要

- ・ 学校教育系施設は、小学校と中学校が各 6 校、その他学校教育系施設として、学校給食センターと教育センターが各 1 施設で計14施設があります。

■学校教育系施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
ア) 小学校	1 高麗小学校	高麗	1972	S47	49	実施済	実施済	4,802.88	
	2 高麗川小学校	高麗川	1975	S50	46	実施済	実施済	7,647.74	高麗川かえで学童保育室を併設
	3 高萩小学校	高萩	1973	S48	48	実施済	実施済	6,549.58	高萩学童保育室を併設
	4 高根小学校	高根	1977	S52	44	実施済	実施済	6,026.75	高根児童室を併設 敷地内に高根学童保育室有
	5 高萩北小学校	高萩北	1978	S53	43	実施済	実施済	6,320.62	高萩北学童保育室を併設
	6 武蔵台小学校	武蔵台	1980	S55	41	実施済	実施済	6,738.10	武蔵台学童保育室を併設
イ) 中学校	1 高麗中学校	高麗	1982	S57	39	実施済	実施済	6,753.15	
	2 高麗川中学校	高麗川	1976	S51	45	実施済	実施済	6,977.51	
	3 高萩中学校	高萩	1978	S53	43	実施済	実施済	6,597.86	
	4 高根中学校	高根	1983	S58	38	不要	不要	6,920.53	
	5 高萩北中学校	高萩北	1984	S59	37	不要	不要	6,674.47	
	6 武蔵台中学校	武蔵台	1989	H1	32	不要	不要	7,281.14	
ウ) その他 施設	1 学校給食センター	高麗川	1977	S52	44	不要	不要	3,279.00	洗浄棟 (別棟で調理棟あり)
	2 教育センター	高麗川	1989	H1	32	不要	不要	—	生涯学習センターに併設
合計								82,569.33	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

ア) 小学校 イ) 中学校

- ・ 小学校・中学校は、各地区に 1 校ずつ配置し、全て避難施設に指定されています。そのため、耐震性を満たさない施設については、「日高市建築物耐震改修促進計画」及び「小中学校耐震化計画」に基づく耐震補強工事が進められ、平成27年度中に全て完了しました。耐震補強工事と同時に大規模改修工事を実施しています。
- ・ 小学校・中学校は、本市が所有する公共建築物における延床面積の約 6 割を占めており、最も大きな割合となっています。また、ほとんどの学校が昭和50年代に建設され、老朽化が進んでいます。

ウ) その他施設

- ・ 学校給食センターは、小学校・中学校の給食を調理する場所ですが、築40年以上が経過しており、老朽化が進行し、修繕費用が増加しています。

- ・ 教育センターは、生涯学習センターに併設されています。

③ 施設の課題

ア) 小学校 イ) 中学校

- ・ 耐震補強工事が不要な施設では、大規模修繕や改修が行われていないことから、施設の一部で老朽化が進行しています。
- ・ 地域により児童・生徒数に差が生じ、一部の学校では単学級となり、余裕教室が生じていることから、今後の活用や適正な施設規模の検討等が課題となっています。このため、「日高市小中学校未来構想」などの方針に基づき、各学校の状況に応じた対応が必要です。

ウ) その他施設

- ・ 学校給食センターは、老朽化が進行していることから、施設の更新を始めとした、今後の方向性を検討していく必要があります。
- ・ 教育センターは、築30年以上が経過しています。

④ 個別基本方針

ア) 小学校 イ) 中学校

- ・ 公共建築物全体の延床面積に占める割合が非常に大きい施設であることから、公共建築物全体での最適化を図るために、各学校の児童・生徒数、それに伴う学級数と余裕教室の関係などを考慮し、具体的な検討が進んでいる「日高市小中学校未来構想」での方針を踏まえて、各学校の再編に取り組みます。
- ・ 再編や財産処分を経て、他の用途への転用など、学校用途に限定しない方策を検討します。
- ・ また、こうした検討に当たっては、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月）を勘案しながら、地域の実態を踏まえた基準の作成に努めます。

＜再編計画第 1 期個別施設計画の方針＞

区分	施設名	方針内容
小学校	高麗小学校	高麗小学校、高麗中学校のどちらかに集約化
	高麗川小学校	プールを市民プールへ移転後、廃止
	高萩小学校	プールを高萩中学校へ移転後、廃止
	高根小学校	高根中学校を集約化
	高萩北小学校	維持
	武蔵台小学校	武蔵台中学校を集約化
中学校	高麗中学校	高麗小学校、高麗中学校のどちらかに集約化
	高麗川中学校	プールを市民プールへ移転後、廃止
	高萩中学校	高萩小学校のプールを集約化
	高根中学校	高根小学校へ移転後、廃止
	高萩北中学校	維持
	武蔵台中学校	武蔵台小学校へ移転後、廃止

ウ) その他施設

- ・ 学校給食センターは、施設や「食」の安全性の確保を優先課題とし、施設の改修を図り、民間の活力を導入するなど、今後の方向性を検討します。
- ・ 教育センターは、機能の維持を前提として、公共建築物に関する方針に沿って、配置の最適化を図ります。

(3) 子育て支援施設

① 施設の概要

- ・ 子育て支援施設は、保育所 3 施設、学童保育室 7 施設、その他の子育て支援施設として、子育て総合支援センターと高根児童室の 2 施設の計12施設があります。

■子育て支援施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
ア) 保育所	1 高麗保育所	高麗	1988	S63	33	実施済	実施済	569.48	
	2 高麗川保育所	高麗川	1990	H2	31	実施済	実施済	634.83	
	3 高根保育所	高根	1977	S52	44	実施済	不要	732.39	
イ) 学童保育室	1 高麗川学童保育室	高麗川	1997	H9	24	実施済	実施済	224.80	
	2 高根学童保育室	高根	2013	H25	8	実施済	実施済	169.76	高根小学校敷地内に設置
	3 武蔵台学童保育室	武蔵台	1983	S58	38	実施済	実施済	149.94	武蔵台小学校に併設
	4 高萩学童保育室	高萩	1973	S48	48	実施済	実施済	173.26	高萩小学校に併設
	5 高麗学童保育室	高麗	1996	H8	25	実施済	実施済	119.22	
	6 高萩北学童保育室	高萩北	2003	H15	18	実施済	実施済	200.97	高萩北小学校に併設
	7 高麗川かえて学童保育室	高麗川	1981	S56	40	不要	不要	167.17	高麗川小学校に併設
ウ) その他施設	1 高根児童室	高根	1977	S52	44	不要	不要	—	高根小学校に併設
	2 子育て総合支援センター	高麗	1996	H8	25	不要	不要	—	総合福祉センターに併設
合計								3,141.82	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

ア) 保育所

- ・ 市内に 3 施設あり、全て単独施設となっています。高根保育所は築40年以上、高麗川保育所及び高麗保育所は築30年以上経過しています。
- ・ 旧耐震基準で建設された高根保育所は、平成26年度に耐震診断を実施し、耐震性を有していることが確認されています。

イ) 学童保育室

- ・ 市内に 7 施設あり、各小学校区に 1 施設以上設置されています。このうち、5 施設は小学校内（校舎内または敷地内）に設置されています。
- ・ 市内には、市が設置している学童保育室以外にも、民設の学童保育室が 6 か所あります。

ウ) その他施設

- ・ 高根児童室は、高根小学校校舎内に併設されています。
- ・ 子育て総合支援センターは、地域の子育て支援拠点として、平成30年度に総合福祉センター「高麗の郷」内に新たに開設された施設で、老朽化していた児童ふれあい

センター（保育所転用施設）は、令和元年度に廃止しています。

③ 施設の課題

ア) 保育所

- ・ 長期的な維持管理計画が策定されておらず、計画的な修繕・改修等が行われていません。また、大規模な修繕や改修を実施する際には、施設利用者への周知や理解を図る必要があります。

イ) 学童保育室

- ・ 児童数の増減に対応した適切な配置を進める必要があります。また、小学校から離れた場所に設置される施設では、児童の安全面で課題があります。

ウ) その他施設

- ・ 子育て総合支援センターが併設されている総合福祉センター「高麗の郷」は、施設の一部で老朽化が進行しています。

④ 個別基本方針

ア) 保育所

- ・ 少子化による人口構成の変化や今後の保育需要を踏まえ、長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕・改修等を進めます。併せて、公共建築物全体での最適化を進める中で、今後の需要動向を見定めながら、必要な施設の更新などを行います。また、施設の地域性や充足度を考慮しながら、民間保育施設との連携を図ります。
- ・ 高根保育所は、実状にあわせた規模の縮小等について検討を進めます。

イ) 学童保育室

- ・ 学童保育室の需要が増加しているため、機能の維持を基本としつつ、公共建築物全体での最適化を進める中で、今後の需要動向や地域性を見定めながら、必要な施設の更新や統廃合などを行います。

ウ) その他施設

- ・ 子育て総合支援センターは、機能の維持を基本としつつ、総合福祉センター「高麗の郷」の維持管理と一体的に、今後の修繕・改修、機能の複合化などの方向性を検討します。
- ・ 高根児童室は、実状にあわせた規模の縮小等について検討を進めます。

(4) 保健・福祉施設

① 施設の概要

- ・ 保健・福祉施設は、総合福祉センター「高麗の郷」と、生涯学習センター内にある保健相談センターの計2施設があります。

■保健・福祉施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震 診断	耐震 改修	延床面積 (㎡)	備考
1	総合福祉センター 「高麗の郷」	高麗	1996	H8	25	不要	不要	5,298.00	
2	保健相談センター	高麗川	1989	H1	32	不要	不要	－	生涯学習センターに併設
合計								5,298.00	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

- ・ 総合福祉センター「高麗の郷」は、市内で唯一の福祉関係の総合施設です。築20年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進行しています。指定管理者制度による維持管理が行われており、小規模修繕等は指定管理者が行っています。
- ・ 保健相談センターは、生涯学習センターに併設されています。

③ 施設の課題

- ・ 総合福祉センター「高麗の郷」は、大規模修繕や改修が行われていないことから、施設の一部で老朽化が進行しています。また、長期的な維持管理計画が策定されておらず、計画的な修繕・改修等が行われていません。
- ・ 保健相談センターは、築30年が経過していますが、長期的な維持管理計画が策定されていないため、計画的な修繕・改修等が行われていません。

④ 個別基本方針

- ・ 総合福祉センター「高麗の郷」は、市内で唯一の福祉関係施設として、さらなる拠点性を高めるために、施設の長寿命化を図ることを基本とし、公共建築物全体の最適化の中で、機能の複合化などを検討します。また、指定管理者との役割分担を整理しながら、長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕・改修等を進めていきます。
- ・ 保健相談センターは、機能の維持を前提として、公共建築物に関する方針や市民意向等を踏まえ、子育て支援施設や福祉関係施設との連携や複合化の可能性について検討します。

(5) 市民文化系施設

① 施設の概要

- ・市民文化系施設は、生涯学習センター（図書館）と、公民館が各地区にあり6施設、また、その他施設として、高麗郷民俗資料館と高麗郷古民家「旧新井家住宅」の2施設、計9施設があります。

■市民文化系施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
ア) 生涯学習センター	1 生涯学習センター（図書館）	高麗川	1989	H1	32	不要	不要	4,158.80	教育センター、保健相談センターを併設
イ) 公民館	1 高麗公民館	高麗	1975	S50	46	未実施	未実施	855.74	高麗出張所、文化財室を併設
	2 高麗川公民館	高麗川	1976	S51	45	未実施	未実施	732.00	
	3 高萩公民館	高萩	1973	S48	48	実施済	未実施	720.75	
	4 高麗川南公民館	高根	1980	S55	41	未実施	未実施	781.68	高根出張所を併設
	5 高萩北公民館	高萩北	1981	S56	40	未実施	未実施	812.32	
	6 武蔵台公民館	武蔵台	1983	S58	38	不要	不要	1,276.14	武蔵台出張所を併設
ウ) その他施設	1 高麗郷民俗資料館	高麗	1962	S37	59	未実施	未実施	311.00	
	2 高麗郷古民家「旧新井家住宅」	高麗	—	—	—	実施済	実施済	843.74	
合計								10,492.17	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

ア) 生涯学習センター（図書館）

- ・会議室や図書館の他に、教育センターや保健相談センターが併設されています。
- ・築30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

イ) 公民館

- ・地区ごとに1か所ずつ設置され、地域におけるまちづくりや生涯学習活動の拠点となっています。
- ・新耐震基準で建設された武蔵台公民館を除く5つの施設のうち、高萩公民館は耐震診断を実施しましたが、残りの4つの施設は、耐震診断が未実施です。
- ・全ての施設で築30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

ウ) その他施設

- ・高麗郷民俗資料館は、市内で唯一の歴史・文化に関する施設ですが、老朽化が進行し、耐震診断が未実施です。
- ・高麗郷古民家「旧新井家住宅」は、平成26年に国の登録有形文化財（建造物）に指定されています。

③ 施設の課題

ア) 生涯学習センター（図書館）

- ・ 築30年以上が経過していますが、長期的な維持管理計画が策定されていないため、計画的な修繕・改修等が行われていません。

イ) 公民館

- ・ 武蔵台公民館が築 30 年以上、その他の施設は築 40 年以上が経過し、老朽化が進行しています。また、武蔵台公民館を除く 5 つの施設のうち、高萩公民館以外の 4 つの施設で耐震診断が未実施です。耐震診断により補強工事が必要となった場合、今後の使用年数や利用状況などを考慮しながら、市民ニーズに的確に対応できるよう、今後の施設の在り方や方向性を検討していく必要があります。

ウ) その他施設

- ・ 高麗郷民俗資料館は、老朽化が進行していることや、バリアフリー対策が行われていないこと、展示室のリニューアルが必要なことなど、資料館としての機能を向上させていく必要があります。また、近接する観光資源を有効に活用する方策を検討する必要があります。
- ・ 高麗郷古民家「旧新井家住宅」は、国の登録有形文化財（建造物）であることから、現状を適切に維持保全していく必要があります。

④ 個別基本方針

ア) 生涯学習センター（図書館）

- ・ 長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕・改修等を進めていきます。併せて、公共建築物全体の最適化を図る中で、機能の再配置など、市民文化施設としての機能を向上させ、拠点性を高めるための検討を行います。

イ) 公民館

- ・ 耐震診断未実施の施設については診断を実施し、診断結果を踏まえた上で、必要に応じて耐震補強を実施します。また、地域におけるまちづくりや生涯活動の拠点として、機能の維持を前提とした複合化や多機能化など、公共建築物全体での最適化に併せて、適切な配置や更新を図ることを検討します。
- ・ 高萩公民館は、老朽化が進んでいることから、高萩小学校校庭へ移転し、高萩出張所との複合化を進めます。

ウ) その他施設

- ・ 高麗郷民俗資料館は、老朽化が進行していることや、バリアフリーに未対応であることなどから、近接する高麗郷古民家「旧新井家住宅」へ一部機能の移転を進めた後、廃止します。
- ・ 高麗郷古民家「旧新井家住宅」は、国の登録有形文化財（建造物）であり、歴史的・文化的な価値を保存・活用する観点から、高麗郷民俗資料館の機能の統合を図りつつ、現状の適切な維持保全に努めます。

(6) スポーツ・レクリエーション系施設

① 施設の概要

- ・スポーツ・レクリエーション系施設は、文化体育館「ひだかアリーナ」、市民プール、北平沢運動場、総合公園、横手台グラウンドの計5施設があります。なお、文化体育館「ひだかアリーナ」は、コンサートや講演会など、文化振興の事業に利用され、市民文化系施設としての機能も有しています。

■スポーツ・レクリエーション系施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
1	文化体育館「ひだかアリーナ」	高麗川	2002	H14	19	不要	不要	7,510.00	
2	市民プール	高麗川	1978	S53	43	未実施	未実施	193.00	
3	北平沢運動場	高麗川	2018	H30	3	不要	不要	25.00	
4	総合公園	高萩	1991	H3	30	不要	不要	594.11	
5	横手台グラウンド	武蔵台	2016	H28	5	不要	不要	90.14	
合計								8,412.25	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

- ・市民プールは、築43年と老朽化が進行し、耐震診断が未実施です。
- ・文化体育館「ひだかアリーナ」と総合公園は、平成27年度から指定管理者制度による維持管理が行われており、小規模修繕等は指定管理者が行っています。
- ・北平沢運動場は、県道飯能寄居線バイパス工事に伴い、平成30年度に再整備されています。
- ・横手台グラウンドは、新たな運動場として整備され、平成28年度に開設されています。

③ 施設の課題

- ・市民プールは、老朽化の進行に伴う維持管理費用の増加や、耐震診断が未実施であり、利用者の安全面が課題となっていたことから、現在、リニューアル整備を進めています。一方で、高麗川小学校と高麗川中学校の中間に位置しており、小中学校に設置されているプールの利用を含め、今後の施設の利用方法について見直す必要があります。
- ・文化体育館「ひだかアリーナ」は、築20年未満と比較的新しい建物ですが、長期的な維持管理計画が策定されておらず、計画的な修繕・改修等が行われておりません。また、スポーツ振興の向上を図るため、拠点性を高める必要があります。

④ 個別基本方針

- ・ 文化体育館「ひだかアリーナ」や総合公園は、スポーツ振興の拠点性をさらに高めるため、公共建築物全体での最適化を図る中で、施設機能の強化や広域連携の在り方を検討します。また、指定管理者との役割分担を整理しながら、長期的な維持管理計画を策定し、計画的な修繕・改修等を進めます。
- ・ 市民プールは、利用者が多いため機能維持を基本とし、老朽化の進行に伴う維持管理費用の増加や安全面に対応するため、リニューアル整備を進めます。高麗川小・中学校のプールについても老朽化が進行していることから、市民プールの改修にあわせ、高麗川小・中学校のプールを市民プールに集約します。
- ・ 総合公園は、機能維持を基本としつつ、市民意向等を踏まえ、機能強化や広域連携の在り方を検討します。

(7) 公営住宅

① 施設の概要

- ・市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅セーフティネットとして住宅に困窮する低所得者に対する住宅として供給され、本市では、3棟110戸の市営住宅を供給・管理しています。

■公営住宅一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
1	市営住宅 A棟	高麗川	1971	S46	50	実施済	実施済	1,391.43	
2	市営住宅 B棟	高麗川	1972	S47	49	実施済	実施済	1,855.23	
3	市営住宅 C棟	高麗川	1973	S48	48	実施済	不要	1,969.79	
4	集会所	高麗川	1973	S48	48	未実施	未実施	82.65	
合計								5,299.10	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

- ・築約50年が経過しており、老朽化が進行しています。2棟の居住棟は、耐震補強工事が完了していますが、集会所は耐震診断が未実施です。
- ・平成25年5月に「日高市営住宅長寿命化計画」を策定し、計画的な修繕・改修等を進めています。

③ 施設の課題

- ・築約50年が経過し、老朽化の進行により、維持管理費用が増加していることから、計画的に修繕・改修等を進めていく必要があります。
- ・集会所は耐震診断が未実施であり、早急な対応が必要です。

④ 個別基本方針

- ・現建物の耐用期間を目途に廃止することとし、引き続き、入居者の安全を確保するため、「日高市営住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努めます。

(8) 産業系施設

① 施設の概要

- 産業系施設として、高麗農村研修センターと高萩南農村研修センターの計2施設があります。

■産業系施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震 診断	耐震 改修	延床面積 (㎡)	備考
1	高麗農村研修センター	高麗	1992	H4	29	不要	不要	233.28	
2	高萩南農村研修センター	高萩	1979	S54	42	未実施	未実施	138.76	
合計								372.04	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

- 高麗農村研修センターは耐震性を満たしています。
- 高萩南農村研修センターは、築42年が経過し、老朽化が進んでいることから、適宜修繕を行っていますが、耐震診断が未実施です。

③ 施設の課題

- いずれの施設も、利用者が限られ、稼働率は低位で推移しています。また、長期的な維持管理計画が無く、計画的な修繕・改修等が行われていません。
- 高萩南農村研修センターは、老朽化が進行しており、耐震診断が未実施です。

④ 個別基本方針

- 利用状況や老朽化の状況、隣接施設による機能代替の可能性などを踏まえ、廃止とします。

(9) 供給処理施設

① 施設の概要

- 供給処理施設は、清掃センターと一般廃棄物最終処分場の計2施設があります。

■供給処理施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震 診断	耐震 改修	延床面積 (㎡)	備考
1	清掃センター	高麗川	1973	S48	48	不要	不要	1,514.85	
2	一般廃棄物最終処分場	高麗川	1992	H4	29	不要	不要	107.12	浸出水処理施設管理棟
合計								1,621.97	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

- 清掃センターは、築48年が経過しています。また、焼却施設が稼働を停止してから19年が経過しており、施設の劣化や腐食が進んでいます。
- 一般廃棄物最終処分場は、築29年が経過し、老朽化が進んでいます。

③ 施設の課題

- 清掃センターは、焼却施設としての機能を終えていることから、解体及び解体後の施設整備の在り方について、早期に対応を行う必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場は、計画的な修繕や機器の更新を図る必要があります。

④ 個別基本方針

- 清掃センターは、解体手法や財源等の調査研究、解体後の施設整備の在り方について早期に検討を進め、現在使用していない焼却施設の除去に取り組みます。施設全体の解体までの間は、適正な維持管理に努めます。
- 一般廃棄物最終処分場は、現在の埋め立て計画期間の令和3年以降も使用できるよう、適切な維持管理に努めます。

(10) その他施設

① 施設の概要

- ・ その他施設として、武蔵高萩駅自由通路や巾着田（管理事務所等）の他に、休憩舎や公衆トイレが18施設あります。

■その他施設一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
1	武蔵高萩駅自由通路	高萩	2005	H17	16	不要	不要	608.00	
2	巾着田	高麗	1995	H7	26	不要	不要	298.90	
3	休憩舎・公衆トイレ (計18施設)	—	—	—	—	—	—	314.71	
合計								1,221.61	

注) 築年数は令和3年度現在の値

■休憩舎・公衆トイレ一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(m ²)	備考
3-1	滝沢の滝休憩舎	高麗	1988	S63	33	不要	不要	7.29	
3-2	駒高休憩舎	高麗	1978	S53	43	不要	不要	18.06	
3-3	天神社休憩舎	高麗川	1982	S57	39	不要	不要	20.00	
3-4	白銀平休憩舎	高麗川	1975	S50	46	不要	不要	20.25	
3-5	滝沢の滝入口休憩舎	高麗川	1988	S63	33	不要	不要	20.25	
3-6	日和田山公衆トイレ	高麗	2008	H20	13	不要	不要	22.70	
3-7	駒高公衆トイレ	高麗	2017	H29	4	不要	不要	16.09	
3-8	武蔵高萩駅前公衆トイレ	高萩	1996	H8	25	不要	不要	22.15	
3-9	高麗川駅かわせみ手洗館	高麗川	1992	H4	29	不要	不要	38.16	
3-10	台公衆トイレ	高麗	1981	S56	40	不要	不要	19.51	
3-11	建光寺公衆トイレ	高麗川	1982	S57	39	不要	不要	8.64	
3-12	天神社公衆トイレ	高麗川	1982	S57	39	不要	不要	17.92	
3-13	満蔵寺公衆トイレ	高麗	1974	S49	47	不要	不要	8.64	
3-14	霊巖寺公衆トイレ	高麗川	1983	S58	38	不要	不要	8.64	
3-15	野々宮公衆トイレ	高麗川	1981	S56	40	不要	不要	9.90	
3-16	新井橋公衆トイレ	高麗川	2016	H28	5	不要	不要	28.41	
3-17	白銀平公衆トイレ	高麗川	1975	S50	46	不要	不要	12.00	
3-18	天神橋下公衆トイレ	高麗	1971	S46	50	不要	不要	16.10	
合計								314.71	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の現状

- ・ 武蔵高萩駅自由通路は、築16年が経過しましたが、良好に維持管理されています。
- ・ 巾着田（管理事務所等）は、築26年が経過し、老朽化が進行しています。
- ・ 休憩舎は、基本的に維持管理が行われておらず、老朽化の状況が把握できていません。
- ・ 公衆トイレは、清掃業務を地元区や隣接施設、近隣住民に委託して管理しています。
- ・ 公衆トイレのうち、新井橋公衆トイレは平成 28 年度に、駒高公衆トイレは平成 29 年度に再整備されています。

③ 施設の課題

- ・ 武蔵高萩駅自由通路は、安全性を維持するために、今後も良好な状態で維持管理を行う必要があります。
- ・ 巾着田（管理事務所等）は、老朽化が進行しており、維持管理費用が増加していますが、本市を代表する観光施設であることから、適切な修繕・改修等を行う必要があります。
- ・ 休憩舎は、老朽化の状況把握を行うとともに、市が管理する必要性など、施設の在り方について検討する必要があります。
- ・ 公衆トイレは、ほとんど使用されていない施設や、老朽化が著しいトイレがあり、市が管理する必要性など、施設の在り方について検討する必要があります。

④ 個別基本方針

- ・ 武蔵高萩駅自由通路は、利用者の安全性を維持するため、長期的な維持管理計画を策定し、適切な維持管理に努めます。
- ・ 巾着田（管理事務所等）は、重要な観光資源であることから、劣化状況に応じた適切な修繕・改修等を行い、観光施設としての機能維持に努めるとともに、民間活力導入の可能性を検討します。老朽化が進んでいる管理事務所については、大規模修繕を進めます。
- ・ 休憩舎は、必要に応じて機能の維持・向上を図るため、計画的な修繕や改修を検討します。併せて、地元区や関係施設への移譲や廃止について検討します。
- ・ 公衆トイレは、必要に応じて機能の維持・向上を図るため、計画的な修繕や改修を検討します。併せて、修繕計画に基づき、地元区や関係施設への移譲や廃止について検討します。

3-3

インフラ施設の施設ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 道路

① 施設の概要

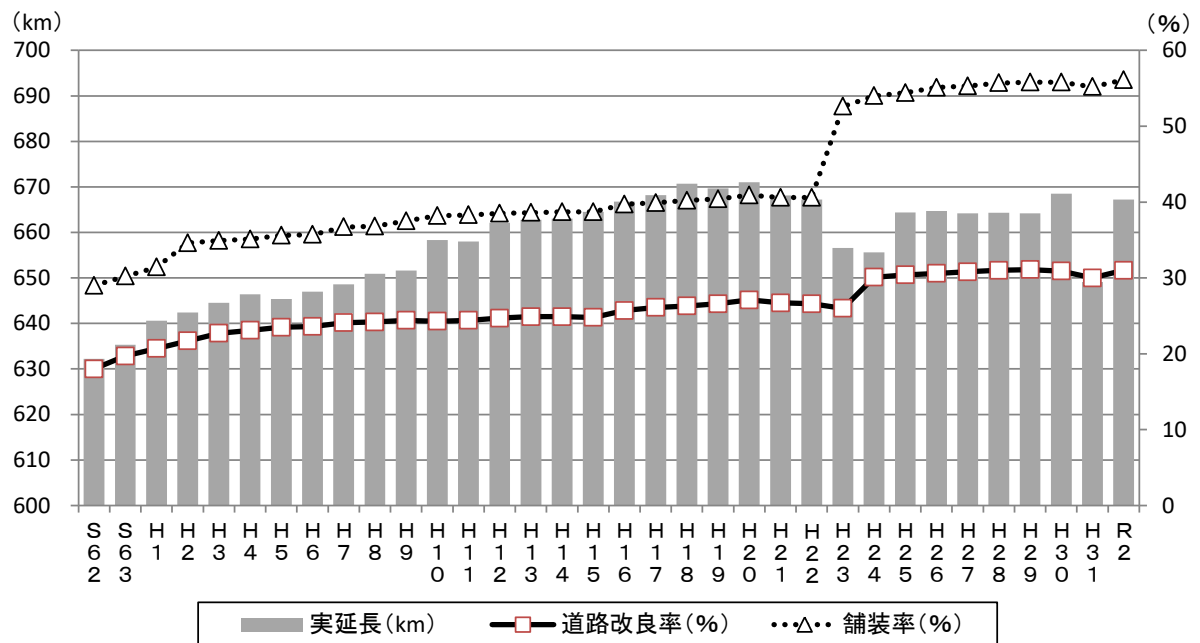
- ・本市が管理する道路は、令和3年4月1日現在、約667.1kmとなっています。このうち、道路改良率は31.0%、道路舗装率は56.1%となっています。

■道路概要(令和3年4月1日現在)

	1級(幹線) 市道	2級(幹線) 市道	その他 市道	合計
実延長(km)	54,600	31,700	580,800	667,100
道路面積(m ²)	489,839	175,522	2,013,568	2,678,929

道路	改良済延長(km)	206.8
改良	道路改良率(%)	31.0

道路	舗装済延長(km)	374.2
舗装	舗装率(%)	56.1



② 施設の状況

- ・幹線道路については、既存の幹線道路等舗装修繕計画に基づき、路面性状調査による客観的な劣化状況の把握及び修繕を実施しています。
- ・幹線道路以外の道路については、担当職員による日常的な巡視の他に、市民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。
- ・道路補修は、シルバー人材センターへの委託により行っています。

③ 施設の課題

- ・ 道路は、老朽化の進行により、修繕か所が多くなってきており、維持管理費が増加しています。

④ 個別基本方針

- ・ 市民の日常生活に欠かせないライフラインであることから、安全性や利便性の確保を図り、幹線道路等舗装修繕計画に基づく計画的な維持管理に努めます。また、コストの縮減や財政負担の平準化を図りつつ、道路の重要性や整備の優先性を総合的に判断し、予防保全的な維持管理に努めます。

(2) 橋梁

① 施設の概要

- ・本市の橋梁のうち、橋長15m以上の橋梁は、令和3年4月1日現在、31橋あります。

② 施設の状況

- ・橋長15m以上の橋梁31橋のうち25橋について、平成27年度策定の「日高市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕を実施してきており、平成30年度には同計画を見直し、27橋を対象に修繕計画を策定しています。
なお、残りの4橋については、計画策定後に整備された橋となり、次回の計画見直しの際に修繕計画を検討します。
- ・橋梁は5年に1回、近接目視による定期点検が義務化され、同定期点検のほか担当職員による日常的な巡視を行っており、また、市民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。

③ 施設の課題

- ・令和3年度現在、建設後50年経過した橋梁は9橋となっていますが、今後、30年後には25橋となり、修繕・架け替えに要する費用の増大が懸念され、限られた財源の中で効率的に橋梁を修繕していく取組が必要となっています。

④ 個別基本方針

- ・市民の日常生活に欠かせないライフラインであることから、安全性や利便性の確保を図り、「日高市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な維持管理に努めます。
- ・橋梁の損傷が顕著化した時点で修繕を行う「対症療法型」から、損傷が大きくなる前に計画的に修繕を行う「予防保全型」の維持管理へと転換することで、橋梁の安全性の確保と長寿命化を図り、修繕・架け替えに要するコストを縮減します。

(3) 都市公園等

① 施設の概要

- ・本市の公園は、令和3年4月1日現在、都市計画公園として12か所131,414.77㎡、都市計画決定をしていない公園として62か所277,333.03㎡があります。

■公園等一覧

区分	種別	公園数	面積 (㎡)	公園名
都市計画公園	総合公園	1か所	110,730.77	日高総合公園
	街区公園	11か所	20,684.00	昭和公園、愛宕公園、八幡公園、三王塚公園、岩の本公園、西台山公園、木綿沢公園、七曲り公園、赤坂公園、大雀巣公園、入口公園
	合計	12か所	131,414.77	—
都市計画決定をしていない公園等	特殊公園(風致)	1か所	121,493.39	巾着田曼珠沙華公園
	都市緑地	2か所	90,325.00	榎田緑地、丘の上公園
	街区公園	42か所	57,324.07	中北谷公園、中の田公園、天神公園、見晴らし公園、相原東公園、相原中央公園、相原西公園、高根公園、高根の池公園、砂の入公園、榎田公園、峯両谷公園、峯両谷東公園、四反田堀公園、六ツ塚公園、上ノ台公園、かどっこ公園、山脈公園、ロケット公園、なかよし公園、どかん公園、バスケット公園、諏訪ノ下公園、八幡久保公園、富士見公園、原宿台公園、高根台公園、明婦中央公園、明婦地蔵公園、わかくさ公園、駒寺西公園、駒寺公園、たかはぎ上ノ台公園、上ノ台東公園、たかはぎ新宿公園、向方公園、高麗川1丁目公園、高麗川2丁目西公園、高麗川2丁目東公園、高麗川3丁目公園、ふれあい公園、ひまわり公園
	緑道	17か所	8,190.57	峠下北緑道、峠下南緑道、榎田緑道、砂の入北緑道、砂の入中央緑道、砂の入南緑道、峯両谷緑道、伊用緑道、さるすべり緑道、びょうやなぎ北緑道、びょうやなぎ南緑道、つつじ北緑道、つつじ南緑道、えごのき緑道、はくもくれん緑道、ゆきやなぎ緑道、アベリア緑道
	合計	62か所	277,333.03	—
合計		74か所	408,747.80	—
広場(全て借地)		4か所	15,954.00	高麗川地区ちびっこ広場、高萩地区第3ちびっこ広場、農村広場、田波目ふれあい広場
広場(市所有)		2か所	3,849.82	かに沢の広場、旧児童ふれあいセンター

■公園関連建築物一覧

No	名称	地区名	建設年度	築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積(㎡)	備考
1	中の田公園トイレ	武蔵台	1989	H1	32	不要	不要	46.80
合計							46.80	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の状況

- ・ 昭和50年代に開設された公園が多く、開設後30年以上が経過し、老朽化が進行しています。
- ・ 年に1度、専門業者による施設点検を実施しています。また、担当職員による巡回による目視確認の他に、市民や職員からの情報提供を受け、維持管理に役立てています。

③ 施設の課題

- ・ 必要に応じた施設の整備を行っていますが、施設の老朽化により、維持管理費用が増加しています。また、中長期的な修繕・更新に関する計画が策定されていないことから、計画的な修繕・改修等が行われていません。
- ・ 利用頻度が乏しい施設の今後の在り方や、施設の老朽化による安全性確保のための改修や更新を検討する必要があります。

④ 個別基本方針

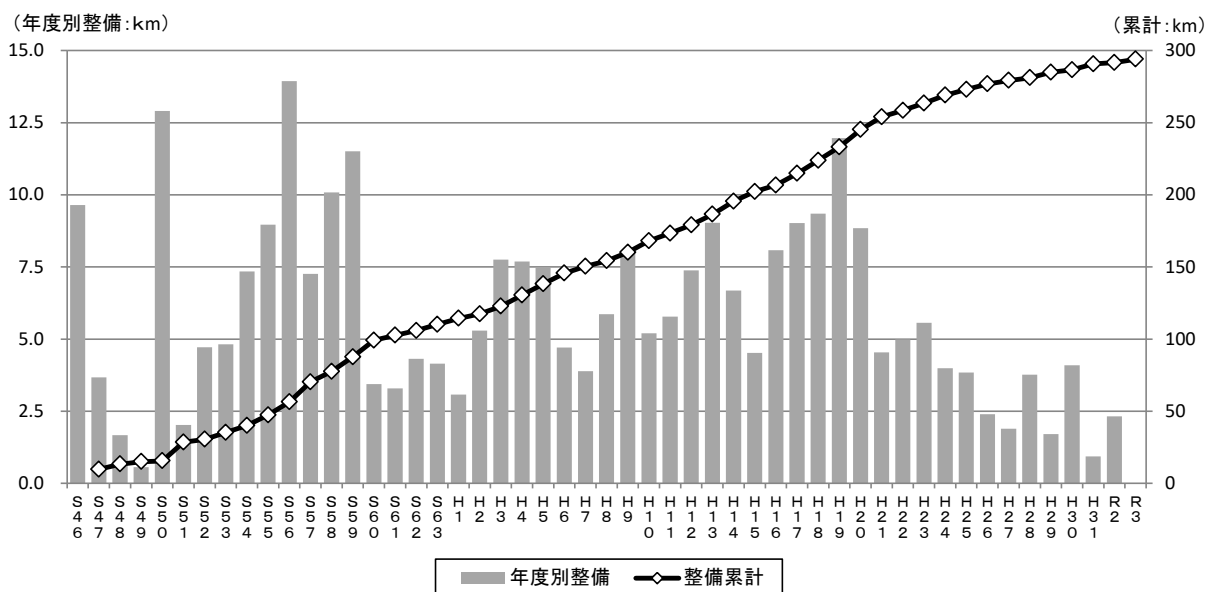
- ・ 施設の安全性確保や計画的な修繕・改修等を図るため、中長期的な修繕・更新に関する計画を策定します。併せて、利用頻度が乏しい施設については、維持管理費用や更新費用を抑制するため、施設の撤去を行うことを検討します。

(4) 上水道

① 施設の概要

- ・本市の上水道は、令和3年4月1日現在、水道管は293,986.40m（口径75mm以上）整備されています。
- ・また、水道関連建築物として、高岡浄水場を始めとして、取水場や配水場があります。

■水道管の整備推移(各年4月1日現在)



■水道関連建築物一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震 診断	耐震 改修	延床面積 (㎡)	備考
1	高岡浄水場	高麗	1976	S51	45	実施済	実施済	2,325.33	管理棟、ろ過池上屋建物、発電機室、資材庫、次亜塩素素注入室
2	高麗本郷 浄水場等 上水道施設	全域	1971 以降	S46 以降	最長 50	—	—	1,148.44	高麗本郷浄水場、高萩浄水場、横手配水場、駒高配水場、武蔵台配水場、高麗本郷配水場、高岡配水場、山根配水場、田波目配水場、高麗川配水場、横手ポンプ場、駒高第1ポンプ場、駒高第2ポンプ場、武蔵台減圧場、清流加圧場、北平沢中継ポンプ場、栗坪取水場、北平沢第1取水場、北平沢第2取水場、高萩第2取水場、高萩第3取水場
合計								3,473.77	

注) 各施設には、建築施設、土木施設があります。
築年数は令和3年度現在の値

② 施設の状況

- ・ 水道管は、昭和50年代に布設されたものが全体の約3分の1を占めており、老朽化が進行しています。同様に、浄水場などの水道関連建築物も老朽化が進行しています。
- ・ 担当職員や運転管理業務受託者が施設を回り、目視による確認を行っています。また、漏水調査の実施、市民や職員からの情報提供を受け、漏水の修理等の維持管理に役立てています。
- ・ 「日高市水道事業長期計画」（水道ビジョン）に基づき、水道管の布設や更新等を進めています。

③ 施設の課題

- ・ 将来の人口減少に伴い給水量が減少する見通しであり、今後、施設の更新にあたっては、給水量の減少を考慮した規模に見直していく必要があります。
- ・ 経年劣化した機械・電気設備等の補修をその都度行ってきましたが、今後も経年劣化する施設・管路が増加する見通しであり、水の安定供給や管路破損による道路陥没等の被害を予防するため、計画的な老朽化対策が求められます。
- ・ 一部、耐震診断が未実施な施設があり、また、配水支管を含めた管路の耐震化は進んでおらず、防災上の優先度を踏まえた耐震化対策が必要となっています。
- ・ 水道施設の更新には多大な費用と時間を要し、対応していくためにはアセットマネジメント（資産管理）の活用など、長期計画に基づく更新事業を進めるほか、料金体系の見直しなど、適正な資金確保について検討していく必要があります。

④ 個別基本方針

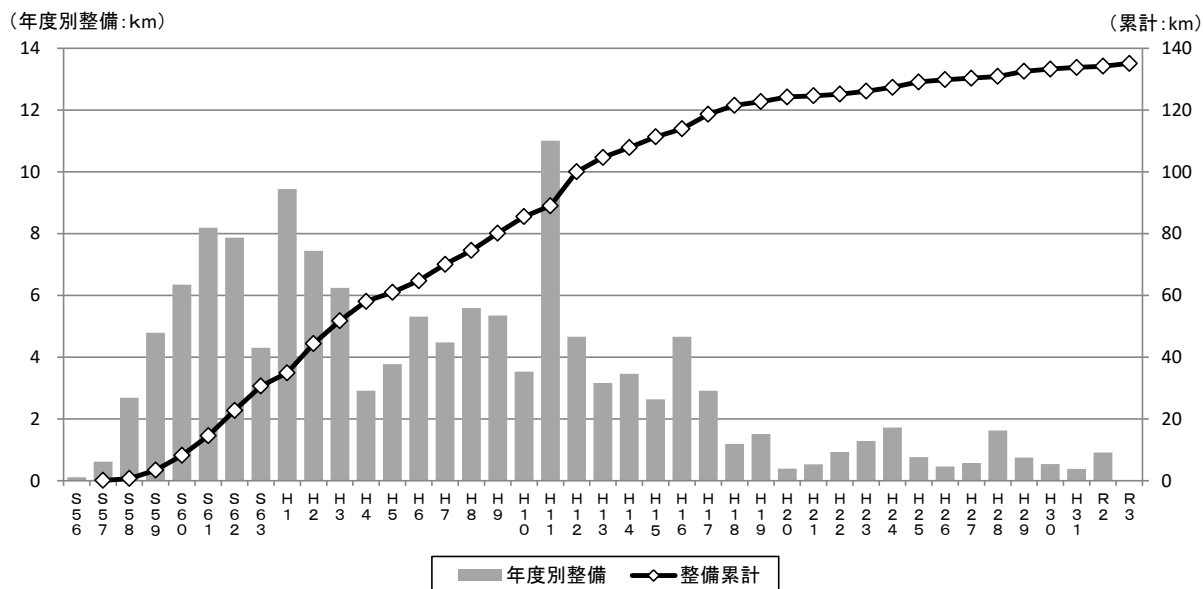
- ・ 配水系統ごとの将来水需要を見直した上で、水道施設の統廃合や再配置、配水管路網の再編を行い、適正規模へのダウンサイジングを進めます。
- ・ 平成27年度にアセットマネジメントを実施し、平成29年度に新施設整備・更新計画を策定しており、同計画に基づき、計画的な整備・更新事業を進めます。
- ・ 浄水場等の定期的な点検に基づき、随時、補修・更新を行うことで、著しい破損や故障などを防止します。また、管路老朽化に伴う大きな漏水事故を予防するため、漏水調査を継続して実施します。
- ・ 老朽化している武蔵台配水場について、優先的に更新・改修するほか、法定耐用年数を超過した設備の更新工事を実施します。また、老朽管を更新していくとともに、重要度の高い管路から優先的に耐震管への布設替えを進めます。
- ・ 持続可能な経営基盤を構築するため、事業の効率化や投資内容の随時見直しなど、事業規模の適正化を図った上で、事業実態に応じた料金制度の在り方について検討します。

(5) 下水道

① 施設の現状

- ・本市の下水道は、令和3年4月1日現在、污水管は135,165.77m（移管分を除く）整備され、別途、雨水管も整備されています。
- ・下水道関連建築物として、浄化センターや農業集落排水施設があります。

■汚水管の整備推移（各年4月1日現在）



■下水道関連建築物一覧

No	名称	地区名	建設年度		築年数	耐震診断	耐震改修	延床面積 (㎡)	備考
1	浄化センター	高萩	1988	S63	33	—	—	8,008.66	管理本館、処理水再利用棟、中継ポンプ場、汚泥処理棟、高度処理棟、沈砂池ポンプ場、水処理施設
2	農業集落排水施設 (大谷沢地区農業集落排水施設)	高萩	2000	H12	21	不要	不要	182.24	
合計								8,190.90	

注) 築年数は令和3年度現在の値

② 施設の状況

- ・ 污水管は、布設後の経過年数を踏まえ、目視による定期的な点検を行うとともに、維持管理受託者などからの情報を受け、状況を把握しています。
- ・ 浄化センターは、維持管理受託者が点検マニュアルを作成し、日常的な点検を行っています。
- ・ 浄化センターのうち、水処理施設は、平成26年度に実施した耐震診断結果を踏まえ、平成28年度に耐震補強工事を実施しています。
- ・ 「日高公共下水道事業計画」に基づき、下水道の整備や更新等を進めています。
- ・ 農業集落排水施設による汚水処理を行っています。

③ 施設の課題

- ・ 污水管は、早期に対応が必要な施設はありませんが、今後、老朽化が進行していくことから、計画的な修繕・更新が必要となります。
- ・ 下水道関連建築物は、維持管理に関する計画を策定し、計画に基づく適切な維持管理を進めていく必要があります。

④ 個別基本方針

- ・ 市民の日常生活に欠かせないライフラインであることから、安全性や利便性の確保を図り、計画的な維持管理に努めます。
- ・ 「日高公共下水道事業計画」を随時見直し、事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえつつ、計画的に施設整備を進めます。
- ・ 平成30年度に策定した「日高市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、浄化センターの点検・調査、修繕・改築について、計画的な管理のもと進めます。
- ・ コミュニティ・プラントは、高麗処理分区切替工事に伴い令和4年3月末に廃止となります。また、農業集落排水施設についても、公共下水道への統合を検討します。

第4章 推進体制

（１）計画の推進体制

- ・ 計画を推進していくにあたり、本計画や個別施設計画の目標達成に向けて、関係部署が相互に連携しながら、組織横断的な進行管理を行います。
- ・ 施設の長寿命化や最適化による効果的な維持管理を実現するために、平成26年11月に設置した「日高市公共施設等庁内検討会議及びワーキング部会」を活用し、全庁的な取組を進めます。

（２）市民・利用者への情報提供

- ・ 公共施設の補修・更新等費用の効率化や施設再編等にあたっては、市民の利便性やニーズとの折り合いの中、相互理解のもと進めていく必要があります、本市の実情を適確に市民に伝え、市民との情報共有を活発化し、市民と一緒に検討を進めていきます。
- ・ 計画の進捗状況等については、広報誌や本市ホームページ等を通じて、適宜、情報提供します。
- ・ 特に、整理・統合（集約化・複合化・多機能化等）などを行う場合には、施設を利用する市民の意見を十分に踏まえつつ、市民全体での理解を得るための取組を進め、論理的・客観的な視点に基づき、施設の最適化を進めていきます。

（３）予算の平準化

- ・ 将来、維持管理費用や更新費用が集中し、十分な予算確保が困難になると予測されていることから、施設の最適化を進める中で、更新時期の前倒しや先延ばしの判断を行いながら、予算の平準化に関する検討を進めていきます。

（４）地方公会計の活用

- ・ 公共施設に関する情報は、地方公会計に基づく固定資産台帳などを活用し、利用状況などについて、各施設所管課より適時にシステム入力を行い、公共施設の現状について随時把握できる体制とします。

（５）計画の見直し

- ・ 計画期間が30年と長期にわたることから、本計画が実情と乖離したものとならないよう、社会情勢の変化や国・県の動向に加え、「日高市総合計画」やその他関連する計画との整合に配慮しながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

日高市 公共施設等総合管理計画

平成28年3月策定（令和4年3月一部改訂）

日高市

総合政策部 財政課

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020

TEL 042-989-2111